

印西市地域防災計画

風水害等編

令和6年度修正

印西市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針	風-1
1 計画の目的	風-1
2 風水害対策の基本方針	風-1
3 計画の修正	風-2
第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	風-3
1 印西市	風-3
2 一部事務組合	風-3
3 千葉県	風-4
4 指定地方行政機関	風-4
5 自衛隊	風-7
6 指定公共機関	風-7
7 指定地方公共機関	風-8
8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	風-9
9 市民及び事業者等	風-11
第3節 市域の概要	風-12
1 社会環境	風-12
2 自然環境	風-13
第4節 災害の想定	風-15
1 水害	風-15
2 土砂災害	風-20
3 龍巻等による災害	風-20
4 火山災害	風-20
5 雪害	風-20
6 災害履歴	風-21

第2章 災害予防計画

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画	風-23
1 防災組織の整備	風-23
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	風-24
3 事業所防災体制の強化	風-25
4 防災訓練の充実	風-26
5 防災教育、広報の充実	風-27
6 ボランティア活動環境の整備	風-28
第2節 水害予防計画	風-30
1 水害対策の推進	風-30
2 迅速かつ円滑な避難体制等の整備	風-30
3 防災知識の普及	風-31
第3節 土砂災害予防計画	風-32
1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進	風-32
2 警戒避難体制の整備	風-33
3 防災知識の普及	風-33

第4節 風害・雹害予防計画	風-34
1 風害・雹害の予防	風-34
第5節 雪害予防計画	風-35
1 雪害の予防	風-35
第6節 火災予防計画	風-36
1 出火防止	風-36
2 初期消火	風-37
3 延焼の拡大防止	風-37
4 建築物の不燃化	風-38
5 防災空間の整備・拡大	風-38
6 市街地の整備	風-39
第7節 防災拠点等の施設整備計画	風-40
1 防災拠点等の整備	風-40
2 住宅対策体制の整備	風-40
第8節 避難体制整備計画	風-41
1 避難場所の整備	風-41
2 避難路の確保	風-42
3 避難体制の周知	風-42
4 ペット対策	風-43
第9節 通信施設整備計画	風-44
1 災害通信網の整備	風-44
2 非常通信体制の強化	風-44
3 その他通信手段の確保	風-44
第10節 要配慮者対策計画	風-46
1 在宅要配慮者への対応	風-46
2 福祉施設における防災対策	風-49
3 外国人への対応	風-49
第11節 備蓄・物流計画	風-51
1 食料・飲料水等の備蓄	風-51
2 応急医療体制の整備	風-52
3 緊急輸送体制の整備	風-52
第12節 帰宅困難者等対策	風-54
1 帰宅困難者等	風-54
2 一斉帰宅の抑制	風-54
3 帰宅困難者の安全確保計画	風-54
4 帰宅支援対策	風-55
5 関係機関と連携した取組み	風-55
第13節 調査研究計画	風-56
1 防災計画にかかる情報交換	風-56
2 防災に関する文献・資料の収集・整理	風-56
3 専門的調査・研究の実施	風-56

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	風-57
--------------	------

1 配備基準	風-57
2 職員の動員	風-58
3 災害対策本部設置前の体制（警戒体制）	風-58
4 災害対策本部	風-59
第2節 情報の収集・伝達	風-69
1 通信体制の確保	風-69
2 情報の収集	風-72
3 被害状況の把握	風-76
4 被害調査	風-76
5 被害報告	風-78
6 市民等への広報	風-80
7 報道機関への対応	風-81
8 市民相談	風-81
第3節 救助・救急・消火活動・水防活動	風-83
1 救助活動	風-83
2 救急活動	風-84
3 消火活動	風-84
4 水防活動	風-86
第4節 災害警備・防犯対策	風-88
1 災害警備	風-88
2 防犯対策	風-89
第5節 交通・輸送対策	風-90
1 交通規制	風-90
2 緊急輸送道路の確保	風-91
3 緊急通行車両等の確認等	風-93
4 規制除外車両の確認等	風-93
5 緊急輸送の実施	風-93
6 道路啓開	風-94
第6節 避難対策	風-95
1 避難の原則	風-95
2 避難の指示等	風-96
3 自主避難	風-99
4 避難誘導	風-99
5 避難所等の開設と運営	風-100
6 在宅避難・分散避難	風-101
7 要配慮者の支援	風-102
8 避難所等の閉鎖	風-102
9 広域避難	風-103
10 広域避難者への支援・受入れ	風-103
11 被災他市町村への避難所運営支援	風-103
第7節 応急医療	風-104
1 医療救護活動	風-104
2 被災者の健康管理	風-106
第8節 防疫・清掃・障害物の除去	風-107

1 防疫活動	風-107
2 し尿の処理	風-108
3 災害廃棄物の処理	風-108
4 障害物の除去	風-109
5 動物対策	風-109
第9節 行方不明者の搜索・遺体の処理	風-111
1 行方不明者の搜索	風-111
2 遺体の処理と安置	風-111
3 遺体の埋火葬	風-112
第10節 生活支援	風-114
1 給水	風-114
2 食料の供給	風-115
3 物資の供給	風-116
4 救援物資の受入れ・管理	風-117
第11節 二次災害の防止	風-119
1 がけ地の危険防止	風-119
2 被災宅地の危険度判定	風-119
3 危険物施設等対策	風-120
4 放射線物質事故災害対策	風-120
5 複合災害対策	風-120
第12節 応援派遣要請	風-121
1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ	風-121
2 自治体等への応援派遣要請	風-123
3 消防の広域応援要請	風-125
4 水道・下水道事業体の相互応援	風-125
5 労働力の確保	風-126
第13節 生活関連施設等の応急対策	風-127
1 水道施設	風-127
2 下水道施設	風-128
3 電力施設	風-128
4 ガス施設	風-128
5 通信施設	風-129
6 郵便	風-129
7 道路・橋梁	風-129
8 鉄道	風-130
9 バス	風-130
10 河川	風-130
第14節 教育対策・保育対策	風-131
1 災害時の対応	風-131
2 避難所開設への対応	風-131
3 応急教育	風-132
4 応急保育	風-133
5 文化財の保護	風-133
第15節 建物対策	風-134

1 住家の被害調査・り災証明書の発行	風-134
2 被災建築物の応急修理	風-135
3 建設型応急住宅の建設	風-135
4 賃貸型応急住宅の提供	風-136
5 応急仮設住宅における自治会等の運営支援	風-136
6 市管理施設の応急対策	風-136
第16節 ボランティアへの対応	風-137
1 ボランティアの受入れ体制	風-137
2 ボランティアセンターの運営	風-138
第17節 要配慮者への対応	風-139
1 要配慮者の安全確保	風-139
2 要配慮者への支援	風-139
3 福祉避難所の指定及び設置	風-140
4 社会福祉施設入所者等への支援	風-140
第18節 帰宅困難者への対策	風-141
1 帰宅困難者の安全確保	風-141
2 市の支援	風-141
第19節 龍巻災害対策	風-142
1 龍巻情報の収集・伝達	風-142
2 龍巻被害への対応	風-143
第20節 雪害対策	風-144
1 大雪情報の収集・伝達	風-144
2 道路の雪害対策	風-144
3 帰宅困難者への対応	風-144
第21節 降灰対策	風-145
1 火山情報の収集・伝達	風-145
2 降灰対策	風-146
第22節 災害救助法の適用	風-148
1 災害救助法の適用基準	風-148
2 災害救助法の適用手続き	風-149
3 災害救助法による救助の実施者	風-149

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定対策計画	風-151
1 被災者台帳の作成・利用	風-151
2 税等の減免等	風-151
3 災害弔慰金等の支給	風-152
4 生活福祉資金等の貸付け	風-152
5 郵便物の特別取扱い等	風-153
6 雇用の確保	風-153
7 公共料金の特例措置	風-153
8 災害公営住宅の建設	風-153
9 災害応急資金の融資	風-154
10 義援金の保管及び配分	風-154

1 1 被災者生活再建支援金の支給	風-154
1 2 健康保険や介護保険における対応	風-156
1 3 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	風-156
第2節 生活関連施設の復旧	風-157
1 災害復旧事業	風-157
2 国の財政援助等	風-157
第3節 災害復興	風-159
1 災害復興計画の策定	風-159
2 災害復興の目標と計画項目	風-159

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、印西市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務または業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

2 風水害対策の基本方針

近年、局地的な大雨等による内水氾濫あるいは、長雨、竜巻、雹（ひょう）等による多くの気象災害により日本各地で大きな被害が生じている。令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨では本市でも大きな被害が発生し、災害に対する備えを強化することは極めて重要な課題となっている。

さらに、大雪による交通対策や富士山等の噴火による降灰対策等、様々な災害への備えを考慮することも必要である。

このような本市の災害に的確に対応し、市民生活の安全を守り、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者や男女共同参画その他の多様な視点をふまえながら、本市のもつ諸機能を確保していくため、災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

（1）災害予防対策

- 1) 市民への風水害に関する知識の普及や、洪水等の災害教訓の伝承に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実に努める。
- 2) 災害に強いまちづくりを進めるため、土砂災害の防止対策、建築物対策（高層ビル防火対策を含む）などの都市防災対策を進める。
- 3) 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、医薬品等の備蓄及び消防施設の整備を進める。
- 4) 情報発信手段となる防災行政無線の整備、多岐に渡る情報伝達機能及び広報の拡充を進める。
- 5) 要配慮者、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した対策計画を進める。
- 6) 他の自治体と連携体制を構築するため、災害時相互応援協定の締結を進める。また、被災した他の自治体の支援体制を構築する。
- 7) 帰宅困難者対策や防火管理等平常時から企業団体などの協力体制を構築し、災害時ににおける企業との連携を強化する。
- 8) 複合災害または長期間の対応が必要となる災害等、過酷災害への対応体制を構築する。
- 9) 災害対策に役立つ各種調査、研究を進める。

（2）災害応急対策

- 1) 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
 - 2) 気象予警報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整備する。
 - 3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食糧、医薬品等の供給、医療や救助等の救援護活動の充実を図る。
 - 4) 消防、水防、警備、交通規制等応急活動の充実を図るとともに対応職員の安全を確保するため装備品等の充実を図る。
 - 5) 企業や学校、交通機関等と連携し、情報連絡体制や安全確保など帰宅困難者への支援を図る。
 - 6) 宅地の危険度判定を実施し、二次災害防止措置を早期に確立させる。
 - 7) 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
 - 8) 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧及び対策を図る。
 - 9) 応急教育の早期実施を図る。
 - 10) 災害廃棄物の迅速な処理及び廃棄物広域処理体制の確立を図る。
 - 11) 応急仮設住宅の体制整備を図る。
 - 12) 災害時の避難所運営など男女共同で参画できる体制の確立を図る。
- (3) 災害復旧対策
- 1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
 - 2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

3 計画の修正

市及び関係機関は、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議で審議のうえ修正する。

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務 または業務の大綱

市、一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の所有者・管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

1 印西市

- 1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- 2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること
- 4) 災害の防除と拡大防止に関すること
- 5) 救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6) 災害応急対策用資機材及び災害復旧資機材の確保と物価の安定に関すること
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8) 被災公共施設の応急対策に関すること
- 9) 災害時における文教対策に関すること
- 10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12) 被災施設の復旧に関すること
- 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14) 被災者の生活再建支援に関すること
- 15) 自主防災組織等の育成に関すること
- 16) 防災教育・防災訓練に関すること

2 一部事務組合

- (1) 印西地区消防組合
 - 1) 消防に関すること
 - 2) 被災者の救出及び避難に関すること
- (2) 印旛利根川水防事務組合
 - 1) 水防施設資機材の整備に関すること
 - 2) 水防計画の策定と水防訓練に関すること
 - 3) 水防活動に関すること
- (3) 印西地区環境整備事業組合
 - 1) 災害時における廃棄物処理に関すること
 - 2) 災害時における火葬に関すること
- (4) 印西地区衛生組合
 - 1) 災害時におけるし尿処理に関すること

- (5) 長門川水道企業団
 - 1) 水道施設の管理に関すること
 - 2) 応急給水等に関すること
 - 3) 災害時における防災活動に関すること
- (6) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
 - 1) 水道施設の管理に関すること
 - 2) 災害時における防災活動に関すること

3 千葉県

- 1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6) 災害応急対策用資機材及び災害復旧資機材の確保と物価の安定に関すること
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- 9) 災害時における文教対策に関すること
- 10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13) 被災施設の復旧に関すること
- 14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること
- 15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- 16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17) 被災者の生活再建支援に関すること
- 18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

4 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - 1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
 - 2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
 - 3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
 - 4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
 - 5) 噴火警報等の伝達に関すること
- (2) 関東総合通信局
 - 1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
 - 2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
 - 3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
 - 4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

- 更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- 5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
- (3) 関東財務局千葉財務事務所
- 1) 立会関係
- 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- 2) 融資関係
- ① 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
- ② 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- 3) 国有財産関係
- ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡または貸付に関すること
- ④ 災害の防除または復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払または貸付に関すること
- ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付または譲与に関すること
- ⑥ 県または市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- 4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
- ① 災害関係の融資に関すること
- ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
- ③ 手形交換、休日営業等に関すること
- ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- ⑤ 営業停止等における対応に関すること
- (4) 千葉労働局
- 1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- 2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
- (5) 関東農政局
- 1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- 2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- 3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- 4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- 5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- 6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- 7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- 8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- 9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- 10) 被害農業者に対する金融対策に関すること
- (6) 関東森林管理局千葉森林管理事務所

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること

2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(7) 関東経済産業局

1) 生活必需品、復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること

2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

3) 被災中小企業の振興に関すること

(8) 関東東北産業保安監督部

1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関すること

2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(9) 関東地方整備局

1) 災害予防

① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること

② 通信施設等の整備に関すること

③ 公共施設等の整備に関すること

④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること

⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること

⑥ 豪雪害の予防に関すること

2) 災害応急対策

① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること

② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること

③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること

④ 災害時における復旧資機材の確保に関すること

⑤ 災害発生が予測されるときまたは災害時における応急工事等に関すること

⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること

⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること

⑧ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(10) 関東運輸局

1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること

2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること

3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること

(11) 関東地方測量部

1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること

2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること

3) 地殻変動の監視に関すること

(12) 東京管区気象台

1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること

2) 異常気象時における気象予報及び気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関するこ

3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

- (13) 関東地方環境事務所
 - 1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関するこ
 - 2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関するこ
 - 3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関するこ
 - 4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関するこ
- (14) 北関東防衛局
 - 1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関するこ
 - 2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関するこ

5 自衛隊

- 1) 災害派遣の準備
 - ① 防災関係資料の基礎調査に関するこ
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関するこ
 - ③ 防災資機材の整備及び点検に関するこ
 - ④ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種訓練の実施に関するこ
- 2) 災害派遣の実施
 - ① 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関するこ
 - ② 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関するこ

6 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 1) 電気通信施設の整備に関するこ
 - 2) 災害時等における通信サービスの提供に関するこ
 - 3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ
- (2) 日本赤十字社千葉県支部
 - 1) 医療救護に関するこ
 - 2) こころのケアに関するこ
 - 3) 救援物資の備蓄及び配分に関するこ
 - 4) 血液製剤の供給に関するこ
 - 5) 義援金の受付及び配分に関するこ
 - 6) その他応急対応に必要な業務に関するこ
- (3) 日本放送協会
 - 1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関するこ
 - 2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関するこ

- 3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 4) 被災者の受信対策に関すること
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社
 - 1) 鉄道施設等の保全に関すること
 - 2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
 - 3) 帰宅困難者対策に関すること
- (5) 日本貨物鉄道株式会社
 - 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
- (6) 東京ガス株式会社
 - 1) ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること
 - 2) ガスの供給に関すること
- (7) 日本通運株式会社
 - 1) 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社
 - 1) 災害時における電力供給に関すること
 - 2) 被災施設の電力応急対策と災害復旧に関すること
- (9) 日本郵便株式会社
 - 1) 災害時における郵便事業運営の確保
 - 2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ③ 被災地あて郵便物の料金免除に関すること
 - 3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
 - 1) 災害時における物資の輸送に関すること
- (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 1) 被災鉄道施設の災害復旧の支援に関すること

7 指定地方公共機関

- (1) 手賀沼土地改良区、印旛沼土地改良区
 - 1) 用排水施設の整備と管理に関すること
 - 2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- (2) 株式会社エナジー宇宙、公益社団法人千葉県LPGガス協会
 - 1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (3) 北総鉄道株式会社
 - 1) 鉄道施設等の保全に関すること
 - 2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
 - 3) 帰宅困難者対策に関すること
- (4) 京成電鉄株式会社
 - 1) 鉄道施設等の保全に関すること

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

- 2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
 - 3) 帰宅困難者対策に関すること
- (5) 公益社団法人千葉県医師会
- 1) 医療及び助産活動に関すること
 - 2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (6) 一般社団法人千葉県歯科医師会
- 1) 歯科医療活動に関すること
 - 2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (7) 一般社団法人千葉県薬剤師会
- 1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - 2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
 - 3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (8) 公益社団法人千葉県看護協会
- 1) 医療救護活動に関すること
 - 2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
- (9) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
- 1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
 - 2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - 3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (10) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会
- 1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 成田赤十字病院
- 1) 医療施設の保全整備及び復旧に関すること
 - 2) 災害時における医療対策に関すること
- (2) 日本医科大学千葉北総病院
- 1) 医療施設の保全整備及び復旧に関すること
 - 2) 災害時における医療対策に関すること
- (3) 公益社団法人印旛市郡医師会
- 1) 医療及び助産活動に関すること
 - 2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会
- 1) 歯科医療活動に関すること
 - 2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 公益社団法人千葉県柔道整復師会
- 1) 医療活動に関すること
 - 2) 地区柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (6) 公益社団法人千葉県獣医師会
- 1) 災害時における獣医療に関すること
- (7) 一般社団法人印旛郡市薬剤師会

- 1) 医薬品の調達、供給に関すること
 - 2) 県薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
- (8) 成田高速鉄道アクセス株式会社
- 1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (9) 千葉ニュータウン鉄道株式会社
- 1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (10) 一般社団法人千葉県タクシー協会
- 1) 災害時における旅客自動車（タクシー）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (11) 株式会社千葉ニュータウンセンター
- 1) CATVによる災害情報、避難情報等の放送に関すること
- (12) 株式会社広域高速ネット二九六
- 1) CATVによる災害情報、避難情報等の放送に関すること
- (13) 京葉ガスリキッド株式会社
- 1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (14) 社会福祉法人印西市社会福祉協議会
- 1) 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
 - 2) 災害ボランティアに関すること
- (15) 西印旛農業協同組合
- 1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - 2) 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等の斡旋に関すること
 - 3) 農業生産資機材及び農家生活資機材の確保に関すること
- (16) 印西市商工会
- 1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - 2) 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資機材確保に関すること
- (17) 木下土地改良区
- 1) 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
 - 2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
 - 3) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
- (18) 建設事業者
- 1) 災害時における道路復旧対策、住宅復旧対策及び建設活動への協力に関すること
- (19) 銀行等金融機関
- 1) 被災事業者等に関する資金融資に関すること
- (20) 学校等の施設の管理者
- 1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
 - 2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること
 - 3) 災害時における避難者の収容及び保護に関すること
- (21) 危険物取扱施設等の所有者・管理者
- 1) 安全管理の徹底に関すること
 - 2) 防護施設の整備に関すること
 - 3) 災害時における防災活動に関すること

9 市民及び事業者等

(1) 市民

- 1) 自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、家具の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱いなどの出火防止対策等、各家庭での身近な災害時の備えを講じること
- 2) 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- 3) 市民自らが隣近所、地域で協力し合い、被害を軽減するための行動ができるよう地域コミュニティの形成に努めること
- 4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(2) 自主防災組織

- 1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関する事
- 2) 情報の収集伝達に関する事
- 3) 避難誘導、救出救護の協力に関する事
- 4) 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関する事
- 5) 被害状況調査等の災害対策の協力に関する事
- 6) 訓練に関する事
- 7) 避難行動要支援者の避難支援に関する事
- 8) 避難所運営に関する事

(3) 事業所

- 1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること
- 2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- 3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

(4) ボランティア団体

- 1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

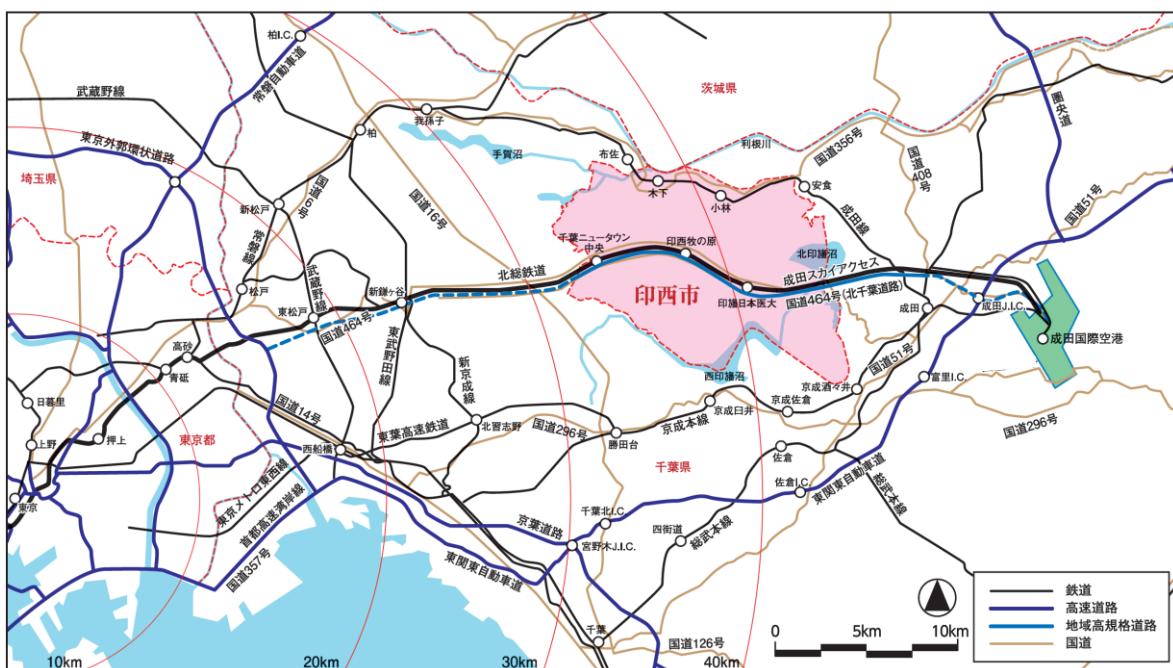
第3節 市域の概要

1 社会環境

(1) 位置・地勢

印西市は、千葉県の北西部、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西部は柏市、我孫子市、白井市に、南部は八千代市、佐倉市、酒々井町に、東部は成田市、栄町に、北部は利根川を挟んで茨城県に接している。

市域は、北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20~30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されている。台地部は、千葉ニュータウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成されている。また、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られる。

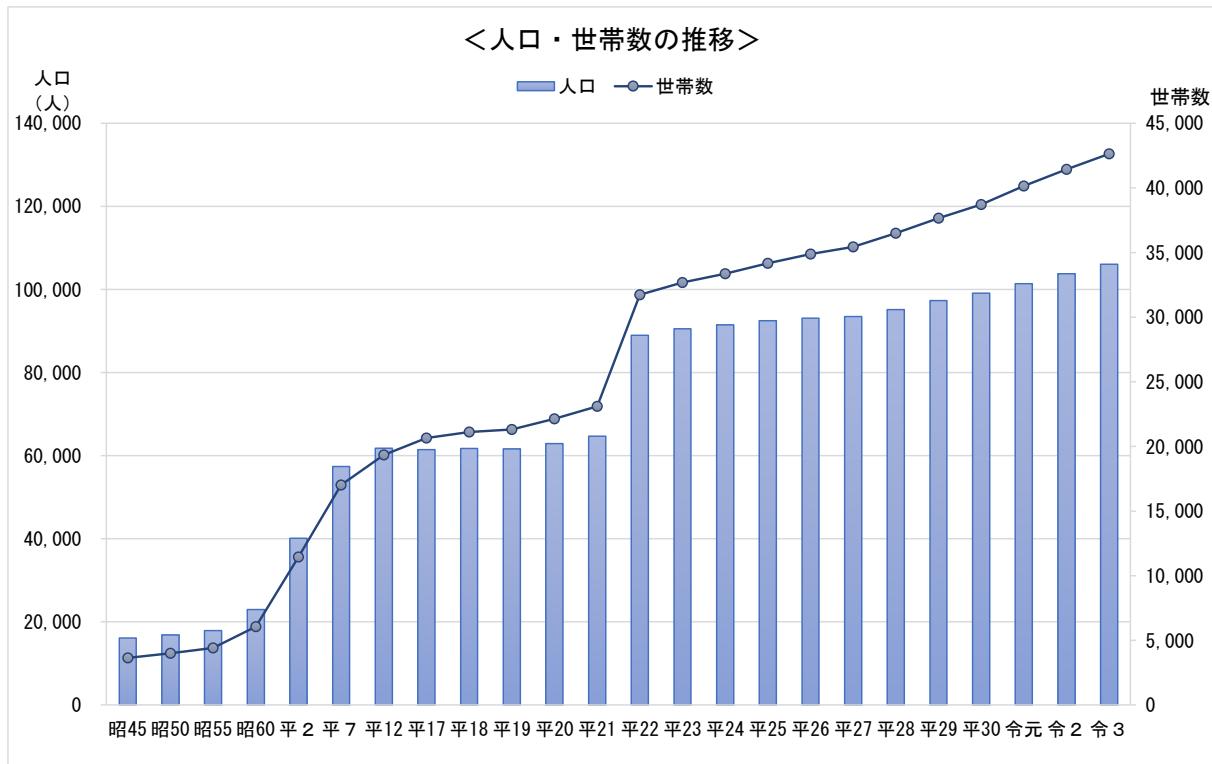


〈印西市の位置〉

(2) 人口

印西市の人口は、昭和50年代には2万人未満であったが、令和3年3月には106,800人となり、平成22年の合併時よりも17,082人（19%）増加しており、人口は未だ増加傾向にある。

主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発によるものである。旧印西市においては昭和59年の千葉ニュータウン中央駅圏の「木刈・内野地区」などへの入居、旧本塙村においては平成9年の印西牧の原駅圏の「滝野地区」への入居、旧印旛村においては平成12年の印旛日本医大駅圏の「いには野地区」への入居が人口増の起点となっている。



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（昭和45～55年は10月1日、それ以降は3月31日時点）

(3) 交通・ライフライン

市内の主要な道路は、一般国道356号、一般国道464号、一般県道千葉ニュータウン北環状線及び一般県道千葉ニュータウン南環状線が東西方向に走り、さらに南北を放射状に結ぶ複数の県道、これらの道路を軸とした幹線市道の整備によって広域的なネットワークを形成している。鉄道については従来からのJR成田線、北総線に加え、平成22年7月に成田スカイアクセスが開業したことで東京・成田への近接性が増し、利便性の向上が図られた。

ライフルラインのうち、水道については、市営である印西市水道事業のほか、千葉ニュータウン区域は千葉県水道事業、本塙地区は一部を長門川水道企業団水道事業と、市全域で3つの水道事業が存在し、それぞれの地域において水の供給を行っている。下水道普及率は、82.8%（令和2年3月31日現在）である。また、ガスは都市ガス及びプロパンガス、電力は東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。

2 自然環境

(1) 地形

印西市の地形は、標高5m程度の沖積低地、標高20～30m程度の平坦な下総台地と、湖沼周辺の低地により構成されている。谷が台地に深く入り込む谷津と呼ばれる地形と斜面緑地により、本市の特徴的な景観が形成されている。

本市は、南東部に印旛沼、北西部に手賀沼、北部には利根川水系の多くの川に囲まれているほか、調整池や湧水なども多数点在しており、県内でも豊かな水資源を持つ地域である。

一方で、低地では、水害の危険性が高く、特に旧河道や後背湿地は周囲に比べ地盤高が低いため、洪水流が流入しやすく、かつ排水性能が悪いため、浸水被害の影響が大きくなる傾向がある。また、台地・段丘上の凹地・浅い谷が分布している地域においても、浸水被害を

受ける恐れがある。

(2) 地質・地盤

低地部は、台地・段丘から浸食されて堆積した締まりの緩い粘土・シルト・砂からなり、この地層が地表面下 20~30mまで分布する、いわゆる軟弱地盤を形成している。このような土地では、地震時の「ゆれ」が大きくなり、建物等の被害が大きくなる特徴がある。また、砂層が分布するところでは、地震時に砂が流動する「液状化現象」が発生しやすく、建造物や盛土の不同沈下や地割れ等のおそれがある。

台地・丘陵部では、地表面下 10m程で堅硬な地盤が現れる良好な地盤であるが、一部、谷筋を埋立てた人工地形に軟弱地盤が分布する。

(3) 気候

印西市の気候は、おおむね温暖である。平成 15 年から平成 24 年までの年平均気温は 14.4 ~15.5°C、年間降水量は 1,248.5~1,844.5mm（平成 15 年～24 年：印西市統計書データいんざい 2020）、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が多く吹く傾向にある。

第4節 災害の想定

1 水害

(1) 想定水害

印西市では、利根川、高崎川・印旛沼流域、手賀川及び手賀沼を対象とし洪水浸水想定区域が指定されている。

各河川、及び3河川を合わせた洪水浸水想定区域（想定最大規模）に基づき、令和2・3年度に実施した「印西市防災アセスメント調査」において、被害想定を行った。

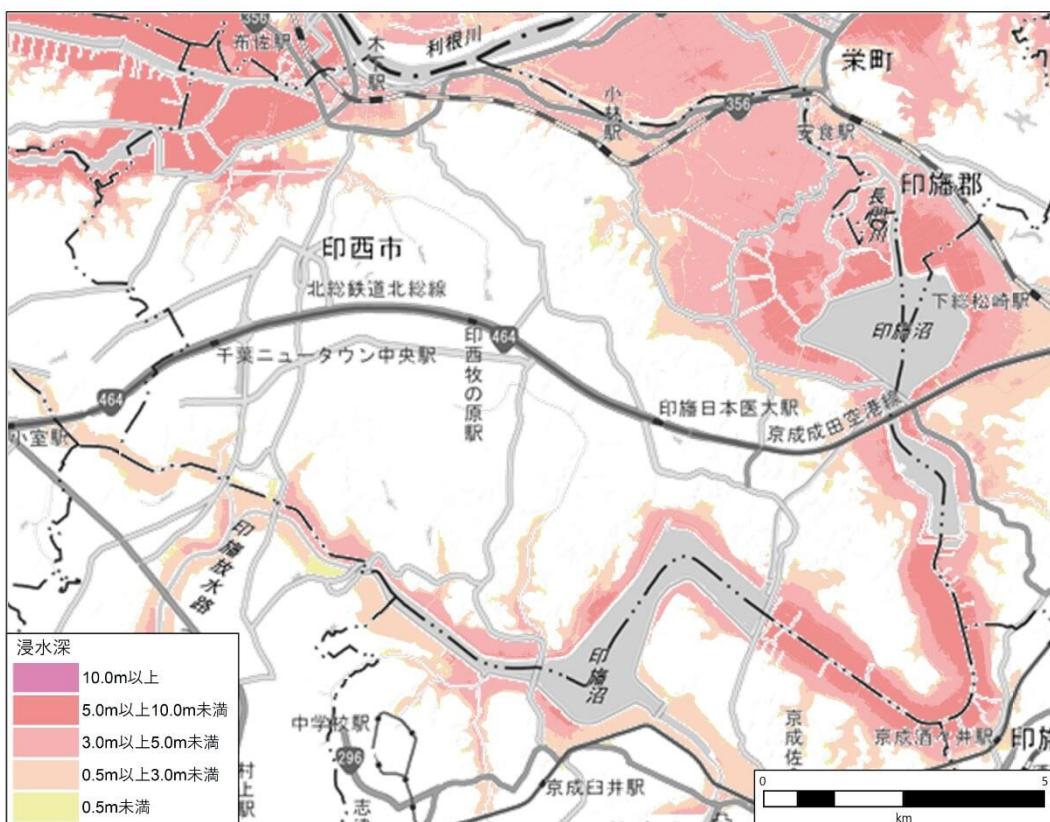
各河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）の前提となる降雨を以下に示す。

〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）の前提となる降雨〉

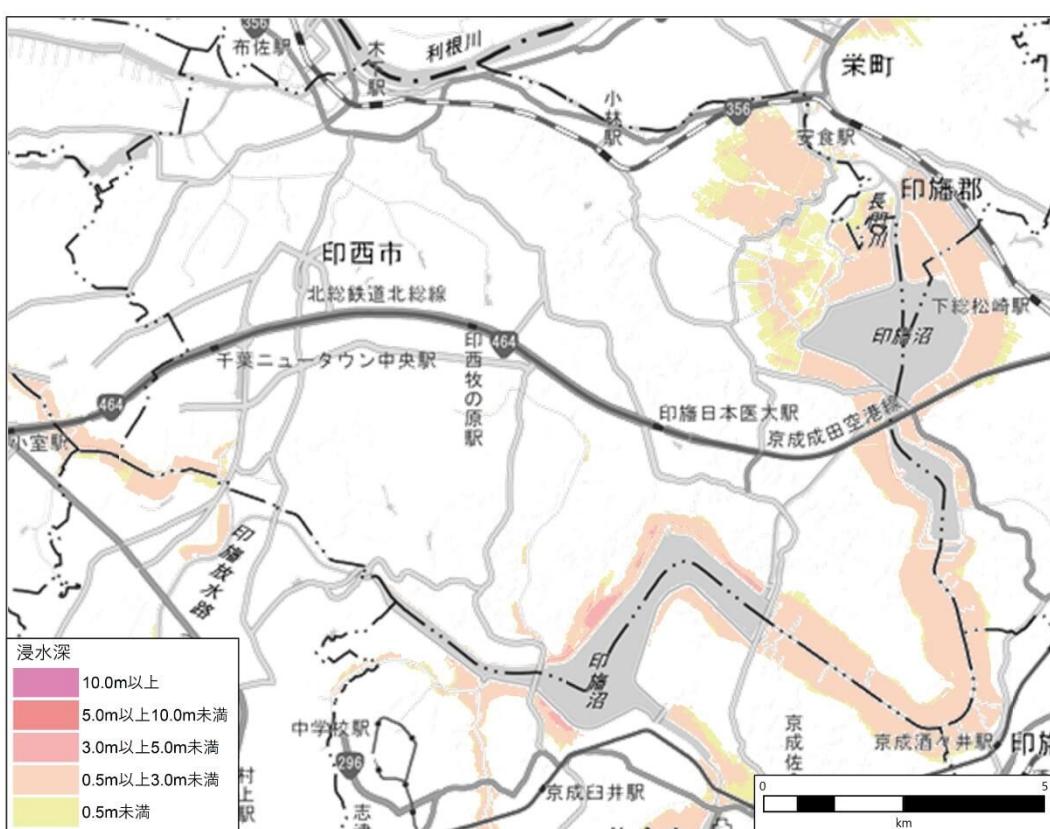
No.	河川名	想定降雨量
1	利根川	利根川流域、八斗島上流域の総雨量 491mm/3日間
2	高崎川・印旛沼流域	高崎川・印旛沼流域の総雨量 668.7mm/1日
3	手賀川・手賀沼	手賀川・手賀沼流域の総雨量 815mm/2日間

第4節 災害の想定

〈利根川の氾濫による浸水想定区域〉

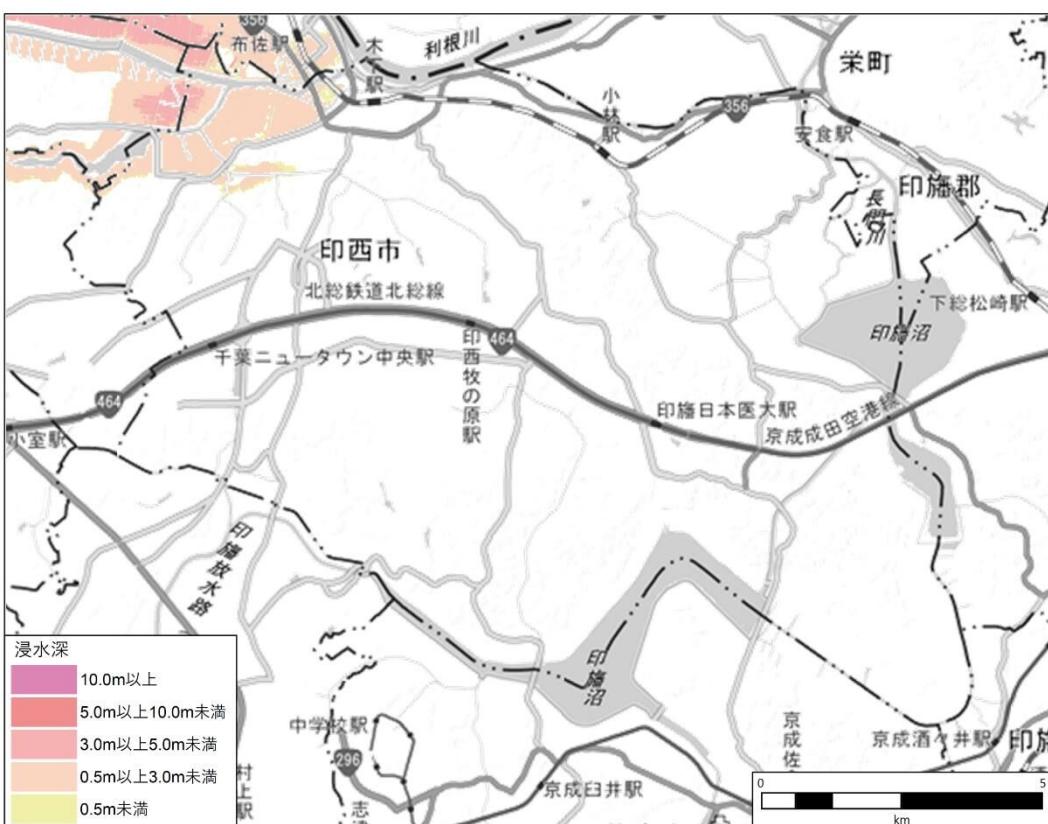


〈高崎川・印旛沼流域の氾濫による浸水想定区域〉

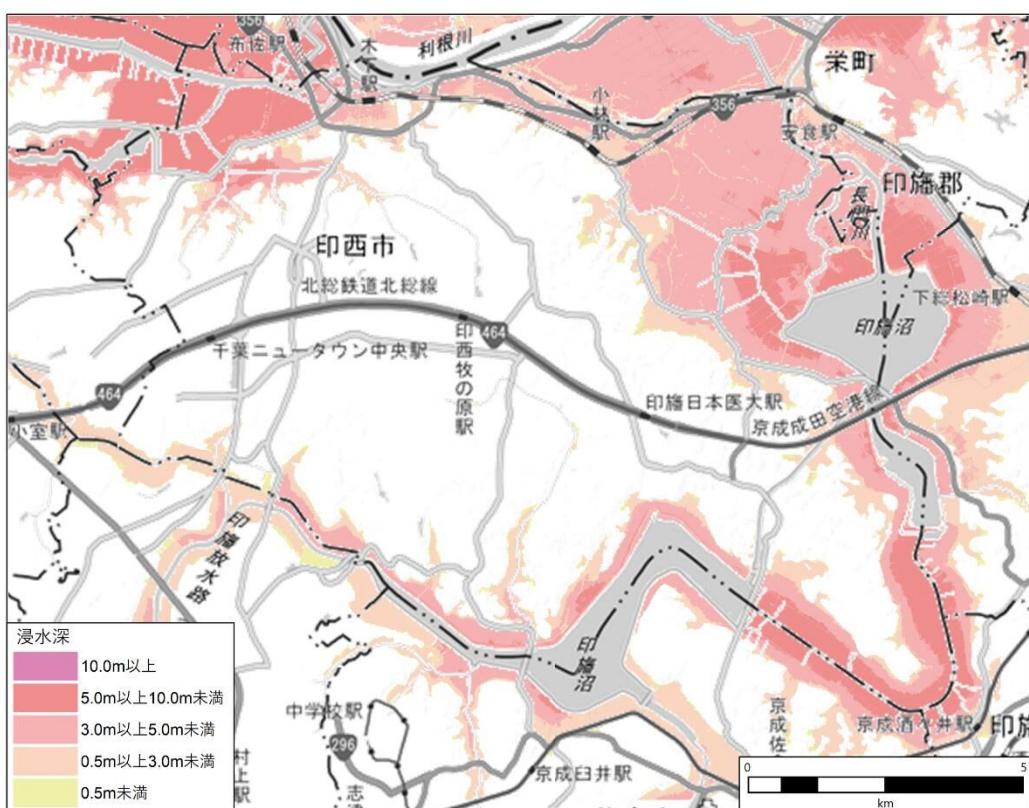


第4節 災害の想定

〈手賀川・手賀沼による浸水想定区域〉



〈全河川の氾濫による浸水想定区域〉

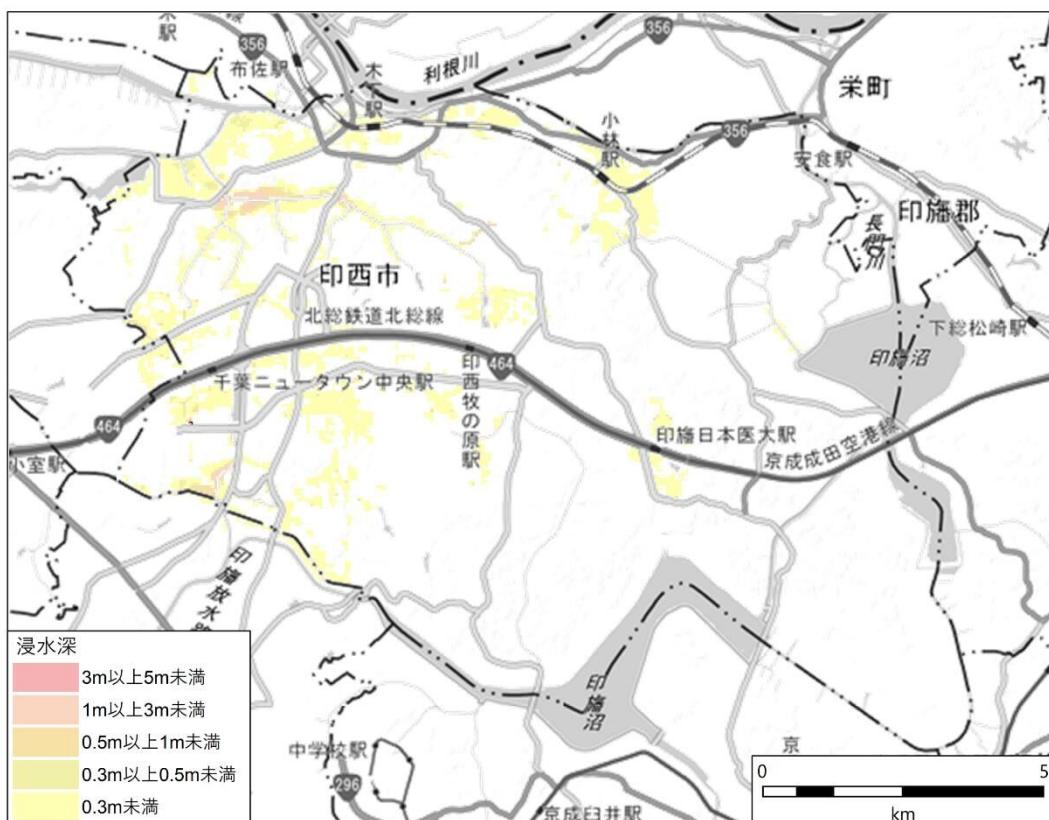


令和2・3年度印西市防災アセスメント調査報告書

第4節 災害の想定

また、近年の印西市ならびに隣接する気象台等において短時間降雨が最大である我孫子地域気象観測所で観測された平成20年8月30日降雨を想定して、排水施設の能力不足や、河川の水位上昇に伴い雨水を排水できない場合において浸水する区域とその深さを表す浸水想定区域を作成した。

〈内水氾濫による浸水想定区域〉



令和2・3年度印西市防災アセスメント調査報告書

第4節 災害の想定

(2) 被害の想定

利根川、高崎川・印旛沼流域、手賀川及び手賀沼を対象とし洪水浸水想定区域を基に算出した建物被害、人的被害、災害廃棄物の予測結果は次のとおりである。

〈建物被害の予測結果〉

河川	浸水区域内 建物棟数(棟)	全壊	半壊
利根川	7,648	4,653	2,661
高崎川・印旛沼流域	180	4	99
手賀川・手賀沼	195	2	131
全河川(※)	7,650	4,653	2,663

〈被災人口の予測結果〉

河川	被災人口 (人)	全壊	半壊
利根川	14,969	9,139	5,292
高崎川・印旛沼流域	251	4	135
手賀川・手賀沼	284	2	189
全河川(※)	14,971	9,139	5,294

〈災害時要配慮者数の予測結果〉

河川	浸水区域内 要配慮者数(人)	全壊	半壊
利根川	2,587	1,579	914
高崎川・印旛沼流域	43	1	23
手賀川・手賀沼	49	0	33
全河川(※)	2,587	1,579	915

〈死者数の予測結果〉

河川	死者数(人)
利根川	747
高崎川・印旛沼流域	0
手賀川・手賀沼	0
全河川(※)	747

〈最大孤立者数の予測結果〉

河川	直後		1日後		2日後		3日後	
	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)	孤立者 (人)	うち要配慮者 (人)
利根川	8,686	1,329	8,118	1,222	5,507	828	3,184	479
高崎川・印旛沼流域	88	17	28	5	26	4	17	3
手賀川・手賀沼	118	21	78	12	64	10	37	6
全河川(※)	8,688	1,329	8,119	1,222	5,508	828	3,185	479

〈災害廃棄物の予測結果〉

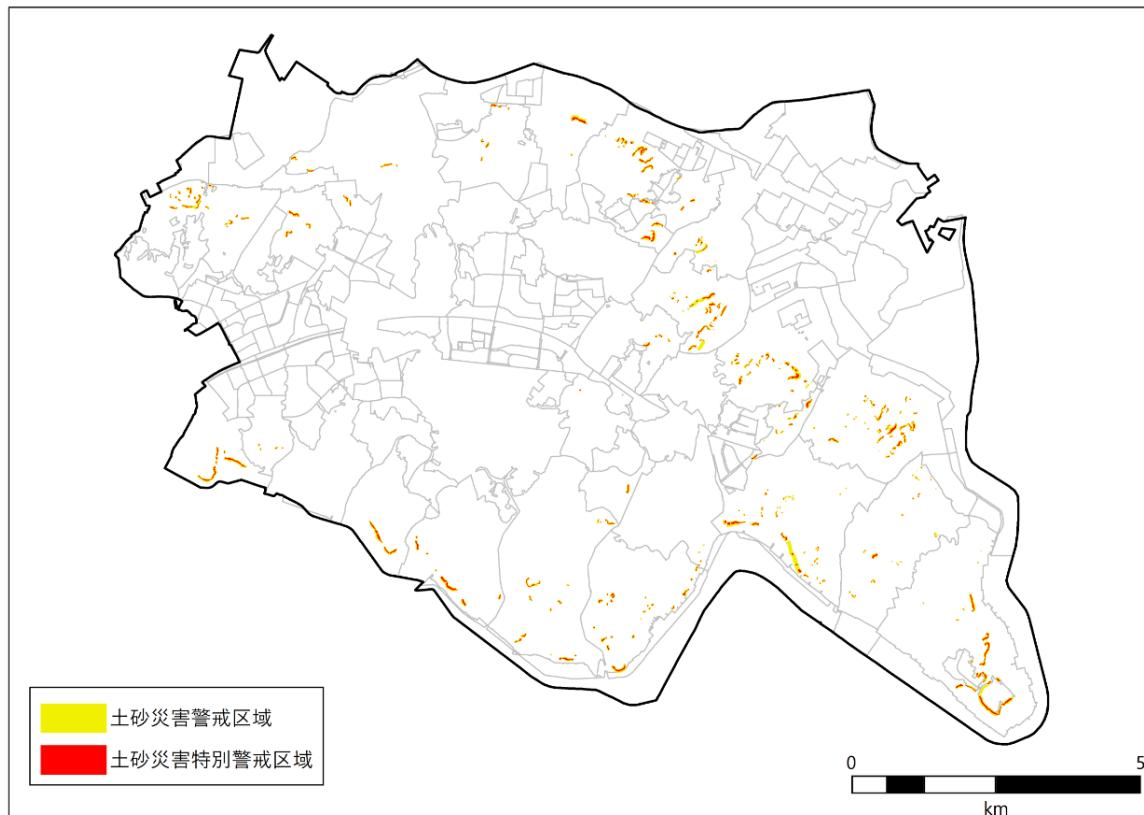
	利根川	高崎川・印旛沼流域	手賀川・手賀沼	全河川(※)	
廃棄物量(t)	605,805	2,763	3,269	605,841	
うち可燃物(t)	411,948	1,879	2,223	411,972	
焼却施設のごみ処理能力	300t/日				
残り廃棄物量(t)	1日後	411,648	1,579	1,923	411,672
	2日後	411,348	1,279	1,623	411,372
	...				
処理に係る日数	1,374日	7日	8日	1,374日	

※「全河川」による被害予測は、各河川の被害の重複を除くため、合計が合わない場合がある。

2 土砂災害

土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定された急傾斜地の位置は、次のとおりである。

〈急傾斜地の位置（令和3年3月）〉



令和2・3年度印西市防災アセスメント調査報告書

3 龍巻等による災害

短時間のうちに発生する竜巻、旋風等によって、局地的に住宅の損壊、車両の転倒、飛来物の衝突等による被害等の損壊が想定される。

4 火山災害

印西市では、噴石や火碎流による被害は想定できないが、富士山、浅間山等の噴火が発生した場合は、風向きや風の強さによっては降灰があり、道路交通や農作物に影響が想定される。

「富士山火山防災マップ」（内閣府）では、最大2cm程度の降灰が想定されている。

5 雪害

降雪による道路上の積雪による通行障害、公共交通機関の運休、農作物等の被害を想定する。

6 災害履歴

昭和 57 年以降、印西市における風水害の履歴は、大雨による浸水被害と土砂災害である。特に、令和元年房総半島台風（台風 15 号）、令和元年東日本台風（台風 19 号）及び 10 月 25 日の大霖では、豪雨及び暴風により、市内で家屋の損壊や道路の冠水、長期間の停電が発生するなど、甚大な被害が発生した。

竜巻やダウンバーストのような風害や雹害（ひょうがい）については、平成 12 年 5 月に突風や雹（ひょう）による被害が発生している。

また、1707 年の富士山噴火では印西市周辺にも降灰があった。

〈令和元年台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大霖による人的、建物被害〉

区分	台風 15 号、19 号、10 月 25 日の大霖	
人的被害	死者	0 人
	重傷者	0 人
	軽傷者	2 人
住家被害	全壊	11 棟
	半壊	12 棟
	一部損壊	383 棟

出典：台風 15 号の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年台風 15 号（第 130 報）」について（令和 3 年 1 月 21 日）による。

台風 19 号の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年台風 15 号（第 127 報）」及び台風 19 号（第 68 報）について（令和 2 年 9 月 30 日）による。

10 月 25 日大霖の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年 10 月 25 日の大霖警報について（第 61 報）」による

〈令和元年台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大霖による交通・ライフライン被害〉

【交通被害】

- ・倒木や冠水による被害が発生
- ・東日本旅客鉄道の成田線、京成電鉄の北総線・成田スカイアクセス線が一部運休

【ライフライン被害】

- ・水道（大きな被害なし）
- ・電気（停電→復旧）
 - 最大停電世帯数 約 6,800 軒
 - 東京電力（9 月 17 日 7 時 30 分市内全域復旧確認）
- ・ガス（大きな被害報告なし）
- ・電話
 - 9 月 10 日 11 時 50 分頃から 18 時 00 分頃まで不通

第2章 災害予防計画

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災組織の整備	各部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	総務部、福祉部、健康子ども部、印西地区消防組合
3 事業所防災体制の強化	総務部、印西地区消防組合
4 防災訓練の充実	各部、印西地区消防組合、印旛利根川水防事務組合
5 防災教育、防災広報の充実	総務部、教育部、印西地区消防組合
6 ボランティア活動環境の整備	福祉部、印西市社会福祉協議会

1 防災組織の整備

(1) 市各部

市は、災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する府内各部、関係機関等と協議、調整を行い、個別対策マニュアルの作成・修正を行う。

特に年度当初の人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担等の見直しを行うとともに、周知を図る。

(2) 市職員

市は、災害時または災害発生のおそれがあるとき、本計画に基づき職員が速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や個別対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

(3) 市施設

市は、市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなどの事前準備を行うとともに、拠点機能が被災し機能しなくなった場合も考慮した行動計画を作成する。

また、小・中学校については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の危機管理マニュアルを作成しておく。

- 1) 計画的に防災にかかる施設、設備の点検整備を図ること。
- 2) 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。
- 3) 印西警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。
- 4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(4) 関係機関

市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、国・県とは日ごろから情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

(5) 他自治体との協定

市は、大規模災害が発生した場合に備え、市のみでは十分な応急対策を実施することができないことも想定されるため、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結しているが、食料、生活必需品、資機材の提供、または職員の派遣などについて、同一の災害で被災しない遠隔地の自治体との相互応援協定の締結に努める。

(6) 防災組織における男女共同参画

市は、自主防災組織の結成等においては、災害から受ける影響やニーズの男女の違いにきめ細かく対応するため、男女双方の視点が反映できる組織体制の構築を促す。

(7) 事業継続体制の見直し

市は、災害時においても行政体としての重要業務を継続することができる事業継続計画（B C P）を策定している。実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。

- 1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3) 電気・水・食料等の確保
- 4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5) 重要な行政データのバックアップ
- 6) 非常時優先業務の整理

(8) 応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、市は災害時応援受援計画を策定し、これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点を平時より確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくものとする。

2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

1) 自主防災組織の結成促進

災害対策は、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要である。そのため、市は、自主防災組織の結成を促進する。

〈自主防災組織の結成数〉

自主防災組織結成数：97組織

加入世帯数：33,848戸

(市内総世帯数：43,254戸)

自主防災組織活動カバー率（組織されている地域の世帯数／市内総世帯数）：78.3%

(令和3年10月現在)

2) 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、自主防災組織の体制への女性の参画や組織内の活動において性別による役割の固

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画

定や偏りが起きないよう配慮しつつ女性の経験・能力を活用し、さらには、女性リーダーの育成や女性がリーダーシップを取りやすい体制づくりなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、防災における男女共同参画の視点の必要性の理解を促進することで、対応能力の向上を図る。

3) 活動支援

「印西市自主防災組織助成要綱」（平成6年告示第42号）に基づき、自主防災組織に対し資機材譲与と助成金の交付を行い、活動支援を行う。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所等の把握及び防災マップの作成 ⑤ 要配慮者の支援と把握
災害時	① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 避難所の運営 ⑥ 炊出しや救助物資の配布に対する協力 ⑦ 要配慮者支援

4) 地区防災計画策定への支援

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。

自主防災組織等は、地域の防災活動等をとりまとめた地区防災計画を作成し、防災会議に提案することができる。

市は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し、地区防災計画が作成できるよう支援するとともに、自主防災組織等から提案があった場合、防災会議で審議し地域防災計画に位置づける。

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

市は、災害時において、地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「印西市避難行動要支援者避難支援計画」（令和4年12月）に基づき、自主防災組織等、市民の連携による支援体制の充実を図る。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防火・防災管理体制の強化

学校、大規模店舗等多数の人が出入りする施設について、施設所有者・管理者は消防法第

8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、印西地区消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、大規模・高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の設置と消防法第36条の規定による防災管理者の選任が義務付けられ、火災以外の災害に対応した消防計画の作成と、災害時には、当該事業所の防災管理者と自衛消防組織の共同防災管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所は、自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、印西地区消防組合は、危険物施設等の所有者・管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成し、事業継続マネジメント（BCM）の取組をするように努める。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、市は、商工会及び商工会議所と共同して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

業務継続力強化計画・・・中小企業強靭化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組内容（事前対策）を計画としてとりまとめ、当該計画を国が認定したもの。

4 防災訓練の充実

災害時における防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制を確立し、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(1) 水防訓練

市は、水防実施計画書（印旛利根川水防事務組合）に基づく、水防活動の円滑な遂行を図るため、印旛地区水防管理団体連合会や国・県等が実施する水防訓練に参加する。

1) 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も効果のあがる時期を選んで実施する。

2) 実施地域

河川危険箇所等において実施する。

3) 方法

実施にあたり、河川管理者、消防機関、自主防災組織等の関係機関が緊密な連絡をとり実施する。

(2) 総合防災訓練

市は、防災関係機関、県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画

(3) 個別訓練

地域防災計画、個別対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

1) 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資機材等の操作の習熟等）を実施する。

2) 消防訓練

印西地区消防組合は、大規模火災に対応した必要な訓練を実施する。

3) 個別活動訓練

市は、学校、幼稚園、保育園で行う児童・生徒及び園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練等を実施する。

〈個別訓練の項目例〉

- | | | |
|--------|---------------|--------|
| ① 避難訓練 | ② 図上訓練（D I G） | ③ 参集訓練 |
| ④ 通信訓練 | ⑤ 救助訓練 等 | |

5 防災教育、広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが災害についての正しい知識を身につけ、自らの判断のもとに的確な行動がとれるようにすることが必要である。

市及び関係機関は、地域全体（地域コミュニティ）の理解・協力のもと、幼少期からの防災教育、過去の災害教訓の伝承、自主防災活動への参加等を促進し、気候変動の影響も踏まえ、防災知識の普及と啓発に努める。広報資料の作成に当たっては、特に、要配慮者へ配慮し、わかりやすい資料の作成に努める。

〈防災教育内容や広報内容と手段〉

広報や防災教育の手段	対象	防災教育や市が広報する内容等の項目
広報紙	地域住民	・地域防災計画（防災対策）の概要
講演会	自主防災組織	・災害予防の概要
広報車	町内会等	・気象災害等（特に風水害）に関する一般知識
学級活動	外国人	・出火の防止及び初期消火の心得
パンフレット	児童・生徒	・風水害時の心得
リーフレット	市職員	・避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
テレビ	事業所	・指定緊急避難場所、安全な親戚・友人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
ラジオ		・「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法及び避難時の心
インターネット等		

	<p>得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難となった場合の心得 ・食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ・避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 ・医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ・学校施設等の防災対策 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・災害危険箇所 ・ライフラインに関する一般知識 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発災した災害の情報及び市の対応 ・家族会議による家族間での連絡手段・安否確認方法の取り決めについて ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 他
--	---

6 ボランティア活動環境の整備

(1) 受入れ体制の整備

市は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう印西市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

(2) ボランティア組織への要請

市及び印西市社会福祉協議会は、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織等へ協力を要請する。

(3) ボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、災害時におけるボランティア活動の重要性等を周知し、ボランティア意識の啓発を図る。

また、市総合防災訓練等に市民とボランティア団体等の参加を求ることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(4) ボランティアリーダーの養成

市は、広報等を通して、県、日本赤十字社千葉県支部、印西市社会福祉協議会等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーや災害対策コーディネーターの養成を進める。

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画

なお、県が認定した災害対策コーディネーター養成講座の修了者は、県の災害対策コーディネーターナンバーリストに登録され、市及び社会福祉協議会等へ提供される。

第2節 水害予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 水害対策の推進	総務部、都市建設部、環境経済部
2 迅速かつ円滑な避難体制等の整備	総務部、都市建設部
3 防災知識の普及	総務部、都市建設部、教育部

1 水害対策の推進

(1) 洪水浸水想定区域の調査

市は、浸水しやすい区域を国、県の調査や水害実績等により把握する。

(2) 災害危険区域の指定

市は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(3) 施設の整備

1) 下水道の整備

市は、市街地の浸水を防止するため、公共下水道（雨水）の整備を進める。

2) 雨水排水対策

市は、千葉ニュータウン等の宅地開発による雨水の流出量の増加に対処するため、調整池を設置するほか、貯留浸透施設の設置について県と連携して対策を推進する。

また、住民、建築主、建築関連事業者に雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置について、啓発活動を行う。

3) 河川改修

利根川及び手賀川については、国土交通省が整備を推進する。

(4) 農作物の水害予防対策

市は、農作物の水害予防対策について、土地基盤整備事業等を通じて施設の充実を図るほか、西印旛農業協同組合等を通じて、水害への対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

(5) 道路の災害防止

市は、市道における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に留意する。

2 迅速かつ円滑な避難体制等の整備

(1) ハザードマップの公表

市は、水害の危険の認識と避難場所の周知を図るため、河川管理者等が公表した浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難場所、情報の入手方法等を示したハザードマップを作成し公表するとともに避難体制等を整備する。

第2節 水害予防計画

(2) タイムラインの策定

市は、台風接近等による洪水被害からの安全を確保するため、利根川下流河川事務所等の関係機関と連携して、タイムライン（事前行動計画）を策定する。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

資料編（資料1－4、1－5）に定めた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等からの円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画を作成するものとする。その際、市は計画作成について必要に応じて助言等を行う。

3 防災知識の普及

市は、ハザードマップや防災拠点施設の位置、水害時の心得等を、市のホームページや広報紙に掲載することにより周知を図るとともに、学校教育や社会教育の場で防災教育や防災教訓の伝承を行う。

第3節 土砂災害予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進	総務部、都市建設部、千葉県（印旛土木事務所）
2 警戒避難体制の整備	総務部、都市建設部、千葉県（印旛土木事務所）
3 防災知識の普及	総務部、都市建設部、教育部、千葉県（印旛土木事務所）

1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する。

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等の調査把握

1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

市は、県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査把握に努める。

2) 土砂災害警戒区域等の公表

市は、土砂災害の危険性がある箇所を市地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図る。

3) ハザードマップ等による警戒区域・土砂災害警戒情報等の周知

市は、ハザードマップ等による土砂災害警戒区域等の位置や影響のある範囲を周知し、また、土砂災害警戒情報発表基準や千葉県土砂災害警戒情報システム等の活用についても周知する。

〈土砂災害警戒区域の指定基準〉

急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が 30 度以上で高さが 5 メートル以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が 10 メートル以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍（50 メートルを超える場合は 50 メートル）以内の区域

(3) 急傾斜地崩壊対策

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

2) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者・管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の点検

市は、土砂災害の発生が予測されるときは、隨時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候について的確に把握する。

(2) 警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

- 1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。
- 2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図るものとする。
- 3) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。
- 4) 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示等の伝達、地区の情報収集、避難訓練等の防災活動を行うものとする。

3 防災知識の普及

市は、ハザードマップや防災拠点施設の位置、土砂災害が発生する場合の注意点や情報の入手先等を、市のホームページや広報紙に掲載することにより周知を図るとともに、学校教育や社会教育の場で防災教育や防災教訓の伝承を行う。

ひょうがい 第4節 風害・雹害予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 風害・雹害の予防	環境経済部、都市建設部、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

1 風害・雹害の予防

(1) 施設等の風害防止対策

市は、強風時における公共施設、住家、農耕地等の風による被害をなくすように指導する。

(2) 農作物等の風害・雹害（ひょうがい）防止対策

市は、農作物の風害・雹害（ひょうがい）防止については、西印旛農業協同組合等を通じて指導し被害の軽減を図る。

また、雹害（ひょうがい）については、発達した積乱雲に伴っておこることが多く、雷注意報や竜巻注意情報などの気象情報等に留意した被害の軽減措置と知識の普及を図る。

(3) 立木・街路樹対策

市は、植栽地の気象・立地条件等を考慮した樹種の選定を行う。

また、台風等に備えて、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じる。

(4) 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、「電気設備の技術基準」に基づく、電力施設の風害対策を講じる。

また、樹木倒壊等による停電被害の発生を未然に防止するため、市と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき連携する。

(5) 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、局外設備について、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、非常用発電装置等により実施する。

空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気事業法技術基準または網構造物設計基準によるものとする。

また、県及び東日本電信電話株式会社は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第5節 雪害予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 雪害の予防	環境経済部、都市建設部、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社

1 雪害の予防

(1) 交通の確保

1) 除雪作業

本市は、年間の降雪量が少ないことや、積雪により通行が途絶となることは、稀であるため予防施設は存在しない。

市は、降雪が予想される場合には、交通事故を防止するため、道路に砂や融雪剤等を散布するなどの体制を確保する。

2) 道路通行規制の実施

人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行う。

3) 防災知識の普及

集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

(2) 農作物等の雪害防止対策

市は、農作物の雪害防止については、西印旛農業協同組合等を通じて常時指導し、被害の軽減を図る。

(3) 立木・街路樹雪害対策

市は、適時パトロールを実施し、剪定等の対策を講じる。

(4) 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送・配電線設備は、電線への着雪防止対策等を実施する。

(5) 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第6節 火災予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 出火防止	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
2 初期消火	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
3 延焼の拡大防止	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
4 建築物の不燃化	都市建設部
5 防災空間の整備・拡大	都市建設部
6 市街地の整備	都市建設部

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

1) 一般家庭に対する指導

市及び印西地区消防組合は、災害に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくりや出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自主防災組織及び町内会等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の火災時の心得の普及及び徹底を図る。

2) 防火対象物の防火管理体制の確立

印西地区消防組合は、防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者を選任し、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権限が分かれている雑居ビル等の防火体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防火体制がとれるように指導する。

3) 予防査察の強化指導

印西地区消防組合は、消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

4) 消防同意制度の活用

印西地区消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

5) 火災警報器等の設置

印西地区消防組合は、消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器または住宅用火災報知設備の設置及び維持・管理を指導する。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物保安監督者は、消防法の規定に基づき、危険物等による災害時の自衛消防体制と活動要領について、作業者に対し必要な指示を与えること。

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者・管理者に対し、自衛消防体制の確立や危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

県及び市は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

印西地区消防組合は、毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防運動を市民に周知するため、消防機関による警鐘の打鐘を実施する。

また、火災予防思想の普及のため、年間を通じ、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

- 1) 防火管理者講習会、防火講話、防火映画の上映会
- 2) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- 3) 学校、病院、保育園、商業施設等の消火・通報及び避難訓練

2 初期消火

市及び印西地区消防組合は、家庭及び職場での初期消火に備えるため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

1) 消防庁舎等の整備

印西地区消防組合は、災害拠点施設としての機能維持のため、消防庁舎等の適切な維持管理を実施する。

2) 消防資機材等の整備

印西地区消防組合は、消防車両、装備、資機材を、耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（総務省消防庁 平成31年3月29日）にあわせて整備を図る。

3) 消防職員の確保

印西地区消防組合は、「消防力の整備指針」にあわせて職員の確保に努める。

(2) 消防水利の整備

市は、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、防火水槽の整備を進めるとともに自然水利を活用できるように整備を行う。

(3) 救助・救急体制の整備

印西地区消防組合は、消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など、隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県医療情報システム等をもとに、医療機関との協力体制を確立する。

市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

市は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、老朽化した器具庫の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図るとともに各種訓練を実施し消防技術を身につける。

なお、消防団員確保のためには、次の点に留意する。

- 1) 消防団に関する市民意識の高揚
- 2) 処遇の改善
- 3) 消防団の施設・装備品の改善
- 4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- 5) 機能別消防団員の採用の推進
- 6) 災害時における消防団員の安全確保体制の整備
- 7) 消防団員所属事業所への協力要請と消防団に関する広報活動
- 8) 消防団協力事業所制度による協力事業所の認定の推進

4 建築物の不燃化

市は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

市は、建築物が連なり多くの被害を生じるおそれのある地域においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

本市は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼を防止するため、建築基準法第22条により屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 建築物の不燃化の促進

市は、大規模火災から市民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や輻射熱から遮断する機能を有しているため、市は、良好な緑地の保全に努める。

(2) 都市公園の維持管理

都市公園は、災害時における火災の延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を担うことから、市は、都市公園としての維持管理に努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有しているため、道路の新設・改良を進めるものとする。

6 市街地の整備

道路の幅員が狭いで老朽化した木造住宅が連なる地区は、建物倒壊や出火・延焼等の危険性が高い。市は、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区の形成に努める。

第7節 防災拠点等の施設整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災拠点等の整備	総務部
2 住宅対策体制の整備	都市建設部

1 防災拠点等の整備

市は、災害の発生に備え、次のような防災拠点等の整備を行う。

- (1) 基幹備蓄倉庫あるいは備蓄資機材の配送拠点の整備
- (2) 分散している備蓄倉庫の在庫管理システムの整備
- (3) 学校の余裕教室の有効活用等、防災拠点の整備と機能の強化
- (4) 災害用井戸等の整備、応急給水設備の整備、給水資機材の備蓄（給水袋、給水タンク等）
- (5) 他市町村からの支援を受ける体制の強化と、支援の拠点となる施設の確保
- (6) 情報伝達機器、支援機器の整備
- (7) 「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」に基づく広域防災拠点（牧の原公園）の指定に伴う県との連携

2 住宅対策体制の整備

- (1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

市は、都市公園、公共空地等から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を事前に選定する。選定に当たっては、20戸以上の建設が可能であることとする。

- (2) 宅地危険度判定体制の整備

市は、県及び関係団体等と協力して、被災宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会など、支援体制の整備を図る。

第8節 避難体制整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所の整備	総務部
2 避難路の確保	総務部、都市建設部
3 避難体制の周知	総務部
4 ペット対策	環境経済部

1 避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、火災の延焼拡大等や余震による二次災害から市民の身の安全を確保するため、公共施設等を災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定する。

また、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月改訂）、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）により避難所の選定を行い、一時的な居住場所を必要とする避難者を収容する市内公共施設を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する。

市指定の避難場所は、次の4種類とする。

〈避難場所の種類〉

名称	機能	指定場所
広域避難場所	市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所	千葉県立北総花の丘公園、東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス、松山下公園
指定避難所	住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者または居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所	学校等
特別避難所	要配慮者を収容する福祉避難所	公民館、コミュニティセンター等
	土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所	
一時避難場所※	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所	近隣公園以上の規模を有する公園

※自主防災組織及び町内会等は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難所の整備

市は、避難所に指定した建物については、次のような設備を整備する。

- 1) 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保する。
- 2) 避難所に指定した建物については、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ換気、照明、災害用井戸及びマンホールトイレ等の設備を整備する。
- 3) 上記2)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めたエネル

ギーの多様化に努める。

- 4) 避難所における救護所の施設整備に努める。
 - 5) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
 - 6) 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
 - 食料 飲料水 非常用電源 救急セット 簡易ベッド
 - 間仕切り（パーティション）
 - 炊出し用具 毛布 仮設トイレ 簡易トイレ 段ボールベッド
 - 照明 給水用機器 感染症対策備品等
 - 7) あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
 - 8) 要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内的一般避難スペースでの避難生活が困難な者の避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、資機材等の整備や避難時の介助員の配置等について検討する。
 - 9) プライバシー及び安全の確保に配慮し、男女別や専用の設備の整備に努める。
 - 10) 感染症対策について、避難所で感染予防及び感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と健康子ども部が連携して取組を進める。また、平時より在宅避難や分散避難を推奨し、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
 - 11) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVや虐待の被害者にも加害者にもならないよう、「いかなる暴力も許さない」意識の普及、徹底を図るとともに、すべての人の人権が尊重され、安全と安心が確保される環境づくりに努める。
 - 12) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
 - 13) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (3) 避難所運営方針
- 市は、本来の施設管理者の監督のもと、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」及び「感染症対策に対応した避難所運営マニュアル」により実施する。

2 避難路の確保

市は、災害時において避難場所に市民が安全に避難できるよう避難路等の安全確認及び安全対策の促進を図る。

3 避難体制の周知

- (1) 広報活動

第8節 避難体制整備計画

市は、広報紙、防災マップ、各種の広報手段を活用し、市民、学校、事業所等に対し避難場所や収容人数、避難時の留意事項等について周知する。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。

(2) 避難場所標識の設置

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識を設置する。なお、標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

4 ペット対策

ペットについては、避難所への持ち込み希望が強い場合、各避難所において、場所や設備の確保、飼育管理ルールの作成など、受入れ前の準備が必要となる。

これに対し、ペットの受入れは避難所の大きさや避難者の数、避難者の状況などにより受入れできる場合とできない場合があるため、市は、事前に受入れできる避難所の選定や条件について確認しておくとともに、自主防災組織及び町内会等と協議してペットの受入れについて災害前に合意形成を図る。

市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、ペット同行避難訓練の実施に努める。また、トラブル等が起きないよう、市は令和3年4月に「ペットとの避難における避難所運営手引き」を作成し、避難所でのペットの飼育の原則等について定めている。

第9節 通信施設整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害通信網の整備	総務部
2 非常通信体制の強化	総務部、防災関係機関
3 その他通信手段の確保	総務部、防災関係機関

1 災害通信網の整備

市は、災害に対処するため、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連の情報収集、市民等への広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、保有する市防災行政無線を中心に、国・県、指定地方行政機関及び公共的団体等との間に多様な通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保するとともに、確実に情報が伝わるか否かを確認しておく。

(1) 有線の整備

災害時に一般電話が輻輳し通話不能であっても、優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が市役所、消防、市関係施設に設置されており、災害時の通信連絡に有効に活用できるよう、「災害時優先電話」の設置箇所を普段から確認しておく。

(2) 市防災行政無線の整備

全国瞬時警報システム（Jアラート）、同報系無線（親局、子局）、移動系無線（基地局、陸上移動局〔車携帯型、携帯型、半固定型〕）の整備及び維持管理に努める。

(3) その他通信網の整備

ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等の整備及び維持管理に努める。

(4) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

(5) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機等を整備し電源の確保を図る。

2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設または一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

3 その他通信手段の確保

(1) CATVの活用

市は、CATVを活用し、災害時に必要な情報を発信できるよう連携に努める。

(2) アマチュア無線局の活用

市は、非常時に有線通信の途絶が予想されるので、アマチュア無線局の活用について市内利用者との連携に努める。

(3) 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保

市は、停電が長期にわたった場合等を考慮し、災害による長期停電時あるいは計画停電時における情報伝達手段を検討し、非常用電源の確保や、伝令や回覧など、電気がなくとも使用できる代替伝達の整備等に努める。

第10節 要配慮者対策計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 在宅要配慮者への対応	総務部、福祉部、健康子ども部、印西市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	総務部、福祉部、健康子ども部
3 外国人への対応	総務部、企画財政部、環境経済部

1 在宅要配慮者への対応

要配慮者とは、災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等となる。

(1) 避難行動要支援者情報の共有

市は、「印西市避難行動要支援者避難支援計画」（令和4年2月）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時等だけではなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

1) 避難支援等関係者の範囲

警察、消防、自主防災組織、町内会等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等

2) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の者とする。

市では、下記を避難行動要支援者の範囲とする。

- ① 世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らしを含む。）
- ② 要介護度3、4、5の要介護認定者
- ③ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ④ 療育手帳を所持する知的障害者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 上記のほか、相当の支援を必要とする者

3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者の対象者は、住民基本台帳ネットワークシステムと連携し選定する他、千葉県、印旛保健所、地域住民、関係団体等と連携し、対象者の把握に努める。

4) 名簿の提供、更新

名簿は、市の関係部署のほか、避難支援等関係者及び避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、名簿受領書兼誓約書により守秘義務を確保する。

また、印西地区消防組合緊急時要配慮者情報登録制度と連携するため、印西地区消防組合に名簿情報を提供する。

名簿情報は、原則として年1回更新する。

5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市及び避難支援等関係者（以下「個人情報取扱者」という。）は、関係法令の規定に基づ

き、個人情報の適正な管理に努める。

また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使用しない旨の誓約書等を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

6) 避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、市から避難支援等関係者等の代表者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者へ直接伝達する。なお、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ① 聴覚障害者：緊急情報発信システム（防災メール）、インターネット（ホームページ、SNS等）、テレビ放送（CATV、地上波デジタル放送等）
- ② 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、テレビ放送、ラジオ放送
- ③ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

7) 避難支援等関係者の安全措置

避難支援者の安全を確保するため、避難支援等関係者が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(2) 個別避難計画の作成

市は、「印西市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者に対する個別避難計画を作成し、避難支援等関係者等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立する。

1) 個別避難計画の作成

① 作成に係る方針及び体制等

市は、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得るものとする。

また、本人の状況によっては配慮を必要とする場合もあるため、家族や避難支援等関係者が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

② 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

③ 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

④ 市における情報の適正管理

市は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者に平常時から個別避難

計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

3) 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

5) 地区防災計画との一体的な運用

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 防災設備等の整備

市及び印西地区消防組合は、ひとり暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム等の普及に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。さらに、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を進める。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難施設等の整備・拡充

市は、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内的一般避難スペースでの避難生活が困難な者に備えて、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や障がい者支援施設等と協議し、福祉避難所指定の協定締結を結ぶ等、福祉避難所整備の促進を図るとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、市が管理する福祉施設等を福祉避難所として指定する際には、「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県)に基づき、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難所への手話通訳及び専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

2) 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

また、避難所への手話通訳、専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう対策を講じる。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等

の理解を深められるよう努める。

(6) 在宅難病患者等の準備

市は、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 福祉施設における防災対策

福祉施設に通所あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努めるなど、食事制限者や透析患者等に配慮する。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導等を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や自主防災組織などの避難支援等関係者とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、水防法に基づく避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、自衛水防組織の設置に努めなければならない。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、水防法に基づく避難訓練を実施し、市長に報告する。

3 外国人への対応

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

また、通訳派遣等に関し、県やボランティア団体との連携強化に努める。

(1) ニーズ把握、普及啓発等

平常時から、市内に居住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、外国人が転入等の手続きを行う際や、ホームページ等の広報媒体を活用して、日ごろから外国人への防災知識の普及啓発や、避難所及び避難経路の周知徹底を図る。

(2) 外国人に分かりやすい表示の推進

避難所、避難標識等の災害に関する表示板を、外国人に分かりやすく記載、表示する。

(3) 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に居住する外国人の参加を促進するとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかけるなど、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日ごろから県、国際交流関係団体、ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(4) 訪日外国人旅行者の安全確保

市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月、観光庁）等に基づき、訪日外国人旅行者の安全確保の方策について検討する。

第11節 備蓄・物流計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 食料・飲料水等の備蓄	総務部
2 応急医療体制の整備	健康子ども部、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会
3 緊急輸送体制の整備	総務部

1 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

市は、災害により住家を失った市民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制や周辺市町村及び災害協定事業者と連携しながら供給支援できるよう、次の方針に基づき体制の整備を図る。

1) 市民の備蓄

最低3日、推奨1週間分の飲料水、食料、生活必需品を家庭内で備蓄する。特に、要配慮者や食物アレルギーの家族がいる家庭では、紙おむつ、医薬品、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料品等の備蓄に努める。

また、高層ビル等のようにエレベーター等を使用する施設では、各階での備蓄等も検討する。

2) 事業所の備蓄

従業員等の最低3日、推奨1週間分の飲料水・食料・仮設トイレ等を備蓄し、事業所において自立できる体制整備を図る。

3) 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等が多数集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

4) 市の備蓄

市の備蓄の対象人口は、17,348人（地震発生1日後の最大避難者：「印西市直下の地震」）を基準とし、最低1日分の食料と3日分の生活必需品の備蓄に努める。

① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・救急セット・マスク・消毒液・紙おむつ・生理用品等の衛生用品・簡易ベッド・パーティション・炊出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、子供、男女のニーズの違いに配慮する。

② 備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄または、避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

③ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

1) 民間業者等との協定締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、市が整備保有できる備蓄品については限りがあるため、市は、民間事業者等との物資調達に関する協定締結により、食料・生活必需品等の物資を確保できるようにする。

2) 県との情報共有化

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災備蓄倉庫をはじめ県内13箇所に分散して備蓄している。

市は、「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図るとともに、物資の調達、運用、搬送等に関する体制を整備する。

3) 拠点施設の整備

市は、小・中学校・高等学校または隣接地、指定避難所等に防災備蓄倉庫、災害用井戸等の応急給水設備の整備を進め、防災拠点としての機能充実を図る。

4) 物流体制の整備

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資機材を確保する等の体制を整備するものとする。

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 応急医療体制の整備

(1) 応急医療体制の整備

市は、医師会、医療機関と協力して、多数の傷病者が発生した場合の医療体制について、計画を作成し、設備等の整備を図る。

1) 医療救護班の編成、派遣基準、派遣方法等についての計画作成

2) 医療救護所の指定確保、設備の整備

3) 地域災害医療対策会議の設置等、医療機関等との協力体制の確立

(2) 後方医療体制の整備

市は、災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車、ヘリコプターによる搬送等を利用した搬送体制の確保について関係機関と協議を行う。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

市は、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資機材、防疫用資器材、薬剤の備蓄を図る。

また、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の選定

市は、県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

(2) 交通の確保体制の整備

市は、緊急輸送道路等における障害物の除去等の応急復旧に必要な人材や資機材を確保するため、建設事業者等と協定を締結するなどの協力体制を整備する。

(3) 輸送手段の確保**1) 陸上輸送**

市は、災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。

また、市有車両の配備計画を事前に作成し、緊急通行車両の事前届け出手続きを行うとともに、ガソリン等の燃料確保体制を整備する。

2) 航空輸送

市は、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。

特に、使用の際に混乱が予想される臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、所要の措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 帰宅困難者等	総務部、企画財政部
2 一斉帰宅の抑制	総務部、企画財政部
3 帰宅困難者の安全確保計画	総務部、企画財政部、環境経済部
4 帰宅支援対策	総務部、企画財政部、環境経済部
5 関係機関と連携した取組み	総務部、企画財政部、環境経済部

1 帰宅困難者等

帰宅困難者の定義は、風水害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できることにより心理的な動搖が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、市は、「災害時にむやみに移動を開始しない」という基本原則、災害時の安否確認手段等について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、企業・学校・事業者に対し、従業員、児童・生徒等を安全に待機させるための施設の安全対策、安否確認手段の確保、食料、飲料水、毛布の備蓄等を要請する。

3 帰宅困難者の安全確保計画

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

第12節 帰宅困難者等対策

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒等の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路や首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果をふまえ、周辺市や県と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保している。

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、市のホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

市は、要配慮者等の特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を関係機関を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 関係機関と連携した取組み

市は、災害時に交通が途絶した場合に、従業員、児童・生徒、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある企業、学校、大規模集客施設等の施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

また、駅等交通機関の管理者や県と連携し帰宅困難者の発生時における支援・対策方法について事前に検討しておく。

県と連携し、帰宅困難者が多く発生することが予想される駅周辺地区に対し、協議会設立を積極的に働きかける。

事業所は、従業員の一斉帰宅の抑制や、従業員との連絡手段の確保等、帰宅困難者対策を検討しておくものとする。

第13節 調査研究計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災計画にかかる情報交換	総務部
2 防災に関する文献・資料の収集・整理	総務部
3 専門的調査・研究の実施	総務部

1 防災計画にかかる情報交換

市は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における防災計画にかかる情報については、互いに情報を交換する。

2 防災に関する文献・資料の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物等について、今後も継続して隨時収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究の実施

市は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や風水害に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 配備基準	本部班、全職員
2 職員の動員	本部班、総務班、各班
3 災害対策本部設置前の体制 (警戒体制)	本部班、各班
4 災害対策本部	本部班、各班

【計画の方針と目標】

- ・気象情報、利根川の河川情報や被害発生情報に対応して、必要な職員を動員し、災害対策本部設置前の体制（警戒体制）または災害対策本部を設置して迅速な対応をとる。
- ・災害対策本部設置前の体制（警戒体制）は、利根川氾濫注意情報（避難行動要支援者の自主避難開始の判断）を目安として、水位や風雨の状況を判断して設置する。
- ・災害対策本部設置前の体制（警戒体制）は、災害対策本部に準じた体制をとり、道路、水路等の警戒巡視、水防活動等を行い、浸水、土砂災害からの危険回避を行う。
- ・風水害時は、被害のない地域の市民ニーズにも対応するため、通常の市役所の業務機能を確保して災害対策にあたる。
- ・避難者だけではなく消防団を含めた災害対応職員の安全も確保する。

1 配備基準

(1) 配備基準

印西市で災害が発生または発生するおそれのある場合は、次の基準により配備体制をとる。

(2) 配備の決定

本部長（市長）が必要な配備体制を決定する。

〈配備基準〉

配備体制	配備基準
災害対策本部（警戒体制前）	第1配備 (1) 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④大雪注意報 ⑤風雪注意報 ⑥大雨警報 ⑦暴風警報 ⑧洪水警報 ⑨大雪警報 ⑩暴風雪警報 (2) その他、市長が必要と認めたとき
	第2配備 (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき ①国土交通大臣が水防警報を発令したとき ②局地的な浸水等が発生したとき (2) その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	第3配備 (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫注意情報を発表したとき ②複数箇所で被害が発生したとき (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (3) 特別警報が発表されたとき (4) その他、市長が必要と認めたとき
	第4配備 (1) 次の条件において、市長が必要と認めたとき ①国土交通大臣及び気象庁長官が共同で発表する利根川氾濫警戒情報を発表したとき ②大規模な災害が発生したとき (2) その他、市長が必要と認めたとき

2 職員の動員

(1) 動員の伝達方法

本部長（市長）の配備決定による場合は、次のように配備指令を伝達する。

1) 勤務時間内

総務班は、府内放送、電話または防災メールにより動員を連絡する。

2) 勤務時間外

総務班は、あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」を通じて電話または防災メールにより連絡を行う。

(2) 動員報告

参考職員の報告は、所属単位にまとめ各班長を通じて総務班に動員報告を行う。

3 災害対策本部設置前の体制（警戒体制）

(1) 設置基準

災害対策本部設置前の体制（警戒体制）（以下「警戒体制」という。）の設置基準は、次のとおりである。

第1節 災害応急活動体制

〈警戒体制の設置基準〉

- ① 次の注意報・警報の1以上が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき
 - (1)大雨注意報 (2)強風注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)風雪注意報
 - (6)大雨警報 (7)暴風警報 (8)洪水警報 (9)大雪警報 (10)暴風雪警報
- ② その他、市長が必要と認めたとき

(2) 組織

災害対策本部設置前の体制（警戒体制）（以下「警戒体制」という。）は、災害対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮

- 1) 警戒体制の指揮は、総務部長が行う。
- 2) 総務部長は、警戒体制を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告する。
- 3) 総務部長は、被害が拡大したとき、または拡大のおそれがあるときは、市長に報告する。
- 4) 総務部長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、警戒体制を解除する。また、直ちにその旨を市長に報告する。

(4) 活動内容

警戒体制の活動内容は、次のとおりとする。

〈警戒体制の活動内容〉

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 被害情報の収集 | ② 関係機関との連絡・調整 |
| ③ 災害危険箇所の警戒巡視 | ④ 所管施設の警戒巡視及び予防措置 |
| ⑤ 軽微な被害への応急対策 | ⑥ 市民への災害広報 |
| ⑦ 避難所の開設 | |

(5) 災害対策本部への移行

総務部長は、被害が拡大したとき、または拡大のおそれがあるときは、市長に報告する。

4 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害対策本部の設置基準〉

- ① 次の条件において、市長が必要と認めたとき
 - (1)国土交通大臣が利根川氾濫注意情報を発表したとき
 - (2)複数箇所で被害が発生したとき
- ② 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ③ 特別警報が発表されたとき
- ④ 市域に災害が発生したとき、もしくは発生するおそれがあるときで市長が必要であると認めたとき

(2) 設置場所

第1節 災害応急活動体制

災害対策本部は、原則として市役所3階大会議室に設置する。

ただし、市役所及び周辺地域の被災等によりその機能が維持できない場合は、次に示す代替施設に設置する。なお代替順位は、①⇒②⇒③とする。

- ① ふれあいセンターいんば
- ② 印西地区消防組合消防本部
- ③ 本塙支所

(3) 災害対策本部設置の通知

本部班は、災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知する。

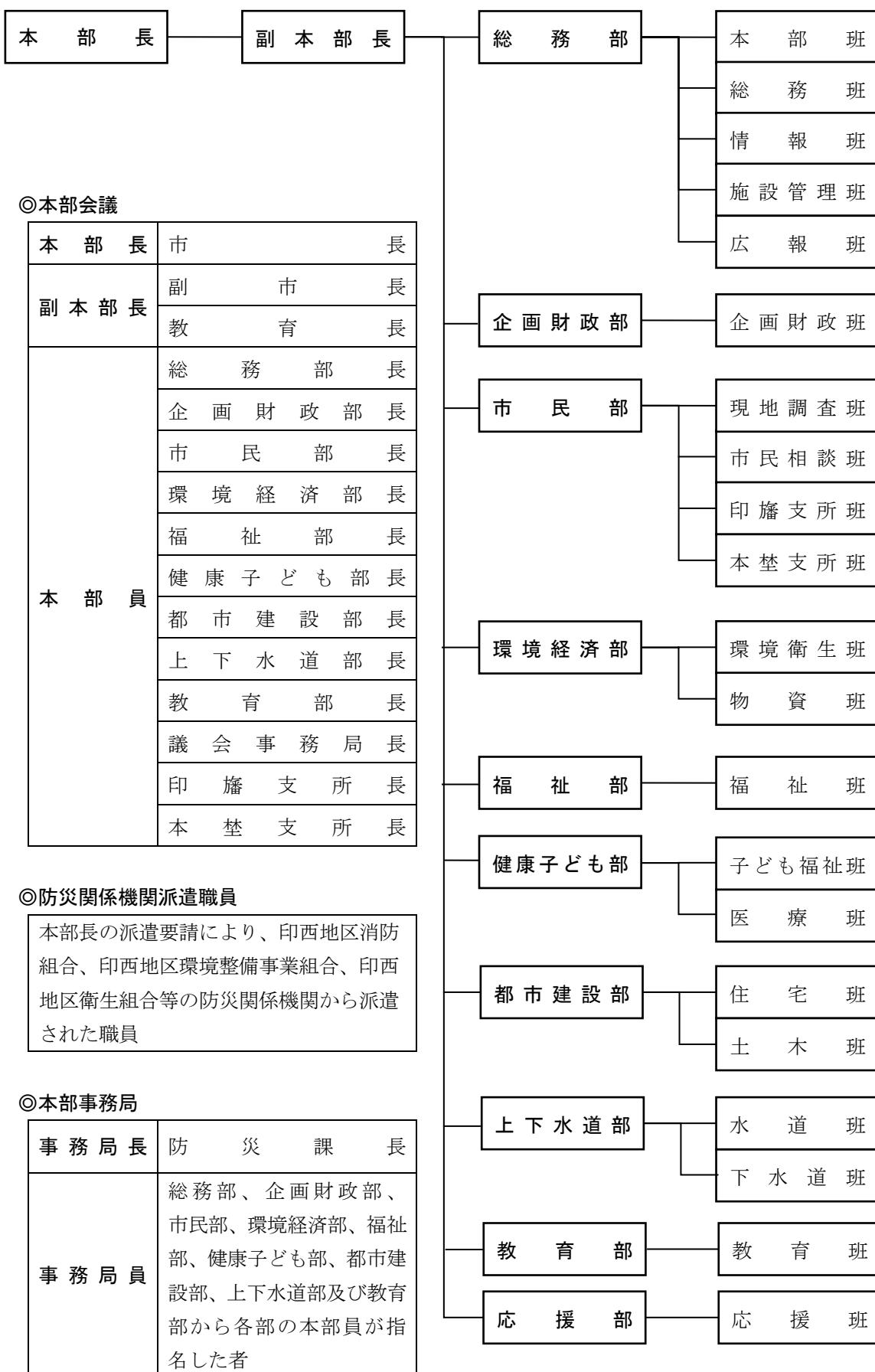
〈災害対策本部設置の通知先〉

- | | |
|------------|----------|
| ① 千葉県知事 | ② 印西警察署 |
| ③ 印西地区消防組合 | ④ 防災関係機関 |
| ⑤ 隣接市町 | ⑥ 報道機関 |
| ⑦ 市民 | |

(4) 組織

災害対策本部は、次の図に示すとおりの構成とする。

〈災害対策本部組織図〉



第1節 災害応急活動体制

(5) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

〈災害対策本部の指揮権限の委任〉

第1位 副市長	第2位 教育長
第3位 総務部長	第4位 企画財政部長

(6) 本部会議

本部長（市長）は、災害対策を推進するため、本部長（市長）、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策等に関する次の重要事項について審議決定する。

ただし、緊急を要し、本部員を招集する時間がない場合は、副本部長との協議をもってこれに代えることができる。

本部長（市長）は、審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

〈本部が判断・要請する事項〉

- ① 災害対策本部の設置、配備体制の切り替え及び廃止に関すること
- ② 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- ③ 市民に対する避難指示等及び警戒区域の設定等に関すること
- ④ 各部間の調整事項に関すること
- ⑤ 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 災害救助法の適用に関すること
- ⑦ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- ⑧ 緊急消防援助隊の要請に関すること
- ⑨ 他の地方公共団体に対する応援要請に関すること
- ⑩ その他重要事項に関すること

(7) 現地災害対策本部

本部長（市長）は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設に現地災害対策本部を設置する。

本部長（市長）は、現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員、その他の職員を置き、本部長（市長）が指名するものをもって充てる。

現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(8) 本部事務局

1) 本部事務局は、本部の運営に関する事務を総括し、その分掌事務は、次のとおりとする。

- ① 情報収集の総括に関すること
- ② 各部への指揮命令の伝達に関すること
- ③ その他各班に属さないこと

2) 本部事務局は、事務局長、事務局員をもって構成する。

- ① 本部事務局長は、総務部防災課長をもって充てる。
- ② 本部事務局員は、総務部、企画財政部、市民部、環境経済部、福祉部、健康子ども部、都市建設部、上下水道部及び教育部から各部の本部員が指名した者とする。

3) 各部との連絡方法

- ① 本部長（市長）の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、本部員が本部事務局員を通じて各部に連絡する。
- ② 各部で聴取した情報あるいは各部で決定処理した事項のうち、本部あるいは他の各部が承知しておく必要がある事項は、本部員を通じて本部会議において報告する。

(9) 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

〈災害対策本部事務分掌〉

1. 災害対策本部各班に、班長を置く。

班長は、聴取した情報について、本部が承知しておく必要がある事項は、本部事務局員に報告する。

2. 災害対策本部の各班は、次に掲げる分掌事務を遂行する。

担当課	班長等	事務分掌
本部班	防災課 ◎防災課長	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 防災会議の総括及び記録に関すること 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 4 県災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること 5 防災指令の発令及び解除に関すること 6 避難指示等の発令及び解除に関すること 7 自衛隊、消防、自治体への応援要請及び連絡調整に関すること 8 県及び市防災行政無線の運用に関すること 9 被害情報調査の総括及び報告に関すること 10 印西地区消防組合との連絡調整に関すること 11 印旛利根川水防事務組合との連絡調整に関すること 12 印西市消防団の活動に関すること 13 災害救助法に関すること 14 被災者台帳の作成に関すること
総務班	総務課 人事課 選挙管理委員会事務局 ◎総務課長 ○人事課長 ○選挙管理委員会事務局長	1 部内及び支所との連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること 2 職員の動員・把握に関すること 3 各部間の職員の応援体制に関すること 4 職員への食料、物資の供給等の活動支援に関すること 5 応援・受援の総合調整に関すること 6 応援及び派遣職員の支援及び健康管理に関すること 7 自衛隊、他自治体からの応援の受け入れ、調整及び配置に関すること 8 県外避難者の支援に関すること 9 被災他市町村への避難所運営支援に関すること 10 災害対策従事者の装備品の確保、配布に関すること 11 公務災害補償に関すること
情報班	D X推進課 ◎D X推進課長	1 情報の収集、整理、伝達に関すること 2 電話・FAX・メールの受理、対応に関すること 3 各部の対策実施状況の把握に関すること 4 災害対策に必要な情報システムの運用及び活用に関すること 5 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること

第1節 災害応急活動体制

	担当課	班長等	事務分掌
施設管理班	DX推進課	◎DX推進課長	1 市有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関すること 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関すること 3 燃料の確保に関すること 4 災害時の配車計画及び車両の借り上げに関すること 5 緊急通行車両証明書に関すること 6 来庁者の安全確保に関すること
広報班	秘書広報課	◎秘書広報課長	1 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること 2 視察者、見舞者への対応に関すること 3 災害情報等の広報に関すること 4 災害広報紙の作成及び配布に関すること 5 避難所等への広報に関すること 6 各種報道機関との連絡調整に関すること 7 報道機関への要請に関すること 8 報道発表に関すること 9 災害時の記録撮影等、災害記録に関すること
企画財政班	企画政策課 財政課 交通政策課 資産経営課	◎企画政策課長 ○財政課長 ○交通政策課長 ○資産経営課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 国、県への災害に係る要望、陳情に関すること 3 国、県からの災害関係資金に関すること 4 臨時バスの運行に関すること 5 外国人の安否確認、避難支援に関すること 6 外国人の安全確保と生活支援に関すること 7 対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること 8 資金計画の作成に関すること 9 災害経費の出納に関すること 10 帰宅困難者対策に関すること 11 復興計画の策定に関すること
現地調査班	課税課 納税課 国保年金課	◎課税課長 ○納税課長 ○国保年金課長	1 住家及び土地の被害調査に関すること 2 り災台帳の作成に関すること 3 り災証明の発行に関すること 4 市税の減免等、災害時の税制措置に関すること 5 国保税の減免等、災害時の税制措置に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること
市民相談班	市民活動 推進課 市民課	◎市民活動推進課長 ○市民課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 町内会等との連絡調整等に関すること 3 防犯対策に関すること 4 災害相談に関すること 5 窓口対応に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること 7 遺体の埋火葬申請に関すること 8 応急仮設住宅における自治会等の設立及び運営支援

第1節 災害応急活動体制

	担当課	班長等	事務分掌
			に関すること 9 安否情報の提供に関すること
印旛支所班	印旛支所市民サービス課	◎印旛支所市民サービス課長	1 支所の連絡調整に関すること 2 市民の相談に関すること 3 庁舎の安全確保に関すること 4 他の班の応援・協力に関すること
本塙支所班	本塙支所市民サービス課	◎本塙支所市民サービス課長	1 支所の連絡調整に関すること 2 市民の相談に関すること 3 庁舎の安全確保に関すること 4 他の班の応援・協力に関すること
環境衛生班	環境保全課 クリーン推進課	◎環境保全課長 ○クリーン推進課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 ごみの収集及び処理に関すること 4 環境汚染等の対策に関すること 5 防疫に関すること 6 仮設トイレの確保に関すること 7 し尿の収集、処理に関すること 8 死亡動物の処理に関すること 9 放浪動物、ペット避難への対応に関すること 10 印西地区環境整備事業組合との連絡調整に関すること 11 印西地区衛生組合との連絡調整に関すること 12 放射線対策に関すること
物資班	経済振興課 農政課 農業委員会事務局	◎経済振興課長 ○農政課長 ○農業委員会事務局長	1 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関すること 2 応急食料、物資の調達及び配送に関すること 3 義援物資の受入れに関すること 4 商工業及び農業関係の被害状況の調査、報告に関すること 5 被災商工業者及び被災農家に対する金融対策に関すること 6 大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関すること
福祉班	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課	◎社会福祉課長 ○高齢者福祉課長 ○障がい福祉課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 3 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関すること 4 要配慮者の安全確保と生活援助に関すること 5 要配慮者の生活必需品の調達及び配送に関すること 6 福祉避難所の設置、運営に関すること 7 災害ボランティアセンターの設置、支援及び連絡調整

第1節 災害応急活動体制

担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
		に関すること 8 ボランティアの配置に関すること 9 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること 10 遺体の検案・処理、収容及び安置に関すること 11 被災者生活再建支援法に関すること 12 義援金、見舞金の受入れ、配分、保管、礼状に関すること 13 死者、行方不明者の調査、処理に関すること 14 被災者台帳の作成に関すること
子ども 福祉班	子育て支援課 保育幼稚園課 スポーツ振興 課	◎子育て支援課長 ○保育幼稚園課長 ○スポーツ振興課 長
医療班	健康増進課 子ども家庭課	◎健康増進課 ○子ども家庭課長
住宅班	都市計画課 建築指導課 都市整備課	◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○都市整備課長

第1節 災害応急活動体制

	担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
土木班	道路建設課 土木管理課	◎道路建設課長 ○土木管理課長	1 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 2 応急作業の業者委託に関すること 3 道路、河川、がけ地等の被害状況の調査、報告に関すること 4 道路、河川、がけ地等の応急復旧に関すること 5 道路、河川等の障害物の除去に関すること 6 災害時の道路通行制限に関すること 7 土木関係機関との連絡調整に関すること 8 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること 9 緊急輸送道路に関すること
水道班	水道課	◎水道課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 3 応急給水に関すること 4 県企業局、長門川水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道部との連絡調整に関すること 5 管理施設の応急修理及び復旧に関すること 6 応急作業の業者委託に関すること 7 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること
下水道班	下水道課	◎下水道課長	1 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 2 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること 3 管理施設の応急修理及び復旧に関すること 4 応急作業の業者委託に関すること
教育班	教育総務課 学務課 指導課 生涯学習課 文化振興課 学校給食課 教育機関	◎教育総務課長 ○学務課長 ○指導課長 ○生涯学習課長 ○文化振興課長 ○学校給食課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること 3 園児、児童及び生徒の避難に関すること 4 教育施設の被害状況の調査、報告に関すること 5 教育関係機関との連絡調整に関すること 6 社会教育諸団体への協力要請に関すること 7 教育関係施設の応急修理及び復旧に関すること 8 災害時の応急教育に関すること 9 被災児童、生徒に対する学用品の支給に関すること 10 文化財の被害状況の調査、報告及び応急措置に関すること 11 避難者の名簿作成に関すること
応援班	議会事務局 監査委員 事務局 会計課	◎監査委員事務局長 ○会計管理者 ○議会事務局次長	1 他部への応援に関すること 2 議会との連絡その他涉外に関すること
各班共通			1 避難所の運営に関すること 2 本部長の特命事項に関すること

第2節 情報の収集・伝達

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 通信体制の確保	本部班、情報班
2 情報の収集	本部班、情報班、印西地区消防組合
3 被害状況の把握	本部班、情報班、各班
4 被害調査	本部班、情報班、各班
5 被害報告	本部班
6 市民等への広報	広報班
7 報道機関への対応	広報班
8 市民相談	市民相談班、印旛支所班、本塙支所班

【計画の方針と目標】

- 河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を確立する。
- 災害発生後に市民相談窓口を設置し、行方不明者の相談等市民からの問い合わせに対応する。その後、法律、福祉、税務等の総合的な相談対応を実施する。
- 市民への広報は、市防災行政無線、広報車、ホームページ、エリヤメール、緊急速報メール、防災メール、レアラート、SNS、CATV、避難所での掲示等、多様な手段により行う。特に、避難所では、手話、外国語通訳等を確保し、要配慮者に配慮した広報を行う。
- 災害発生後、速やかに市役所に記者会見場を設置し、全国に向けて印西市の被害状況や支援の要請を発信する報道体制をとる。

1 通信体制の確保

本部班及び情報班は、災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

(1) 普通電話

1) 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

2) 臨時電話（特設公衆電話）

臨時電話が設置できる状況にあっては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

あらかじめ、特設公衆電話が設置されている避難場所等は、速やかに開設する。

3) FAX

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(2) 市防災行政無線

市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて市民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。

(3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への緊急時の報告を行う。

また、印西地区消防組合は、千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム等により、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報等、対処に時間がない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国から送信される情報を、市防災行政無線を自動起動させ瞬時に市民に情報伝達を行う。

(5) 災害情報共有システム（Lアラート）

市が発令した避難指示、避難所開設情報等の情報を千葉県防災情報システムに入力することで、Lアラートを通じて放送機関に情報が配信され、テレビ、ラジオ、インターネットで周知される。

(6) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、または特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、もしくは無線等の通信施設を使用する。

なお、警察通信施設の優先利用については、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定も締結している。

1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

2) 上記以外の機関または個人の無線通信施設

(7) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第57条の規定により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

(8) その他

1) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を求める。

2) 業務用無線の活用

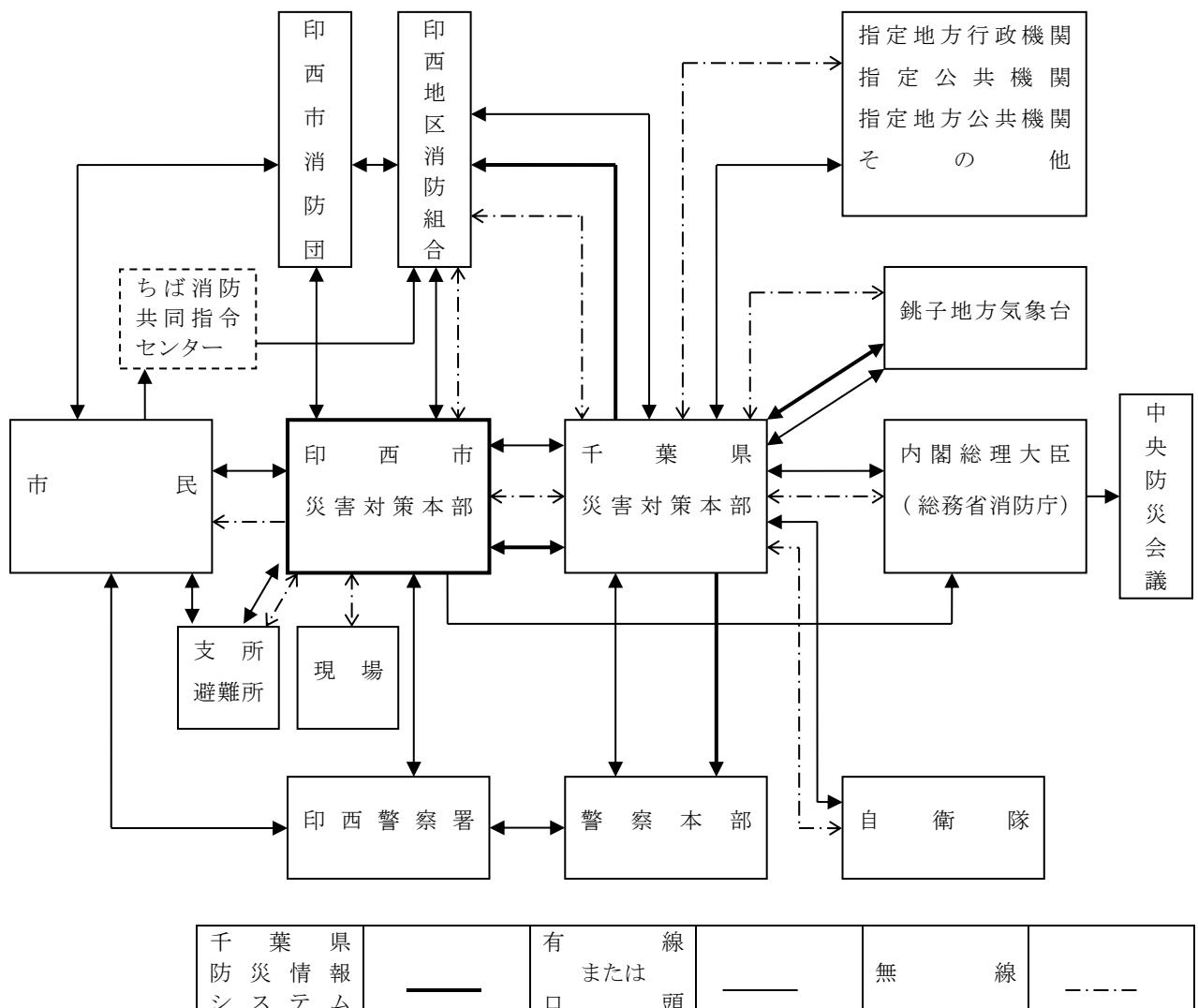
タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

3) 避難所等の防災拠点との通信体制の確保

防災行政無線等を中心に、避難所等防災拠点との間の通信連絡手段を整備し、災害時の通信を確保する。

また、避難者がインターネット等を活用し情報収集できる無料の公衆無線 LAN (Wi-Fi) が整備されている避難場所等は、利用可能場所を周知する。

〈災害通信系統図〉



2 情報の収集

本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台等が発表する情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、気象に関する情報をテレビ・ラジオ等あらゆる手段で入手する。

(1) 気象庁から発表される気象情報

気象庁から発表される気象情報は、次のとおりである。

なお、特別警報が発表された場合は、速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈注意報・警報等の種類〉

注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報 濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報、なだれ注意報、融雪注意報、洪水注意報
警報	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報
特別警報	大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報
その他の情報	記録的短時間大雨情報 千葉県気象情報

※地面現象及び浸水警報・注意報はその警報及び注意報事項を表中の注意報・警報に含めて発表される。

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する注意報・警報を発表する。発表は、一般的に利用に適合する注意報・警報をもって代える。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報または大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報または高潮特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報または大津波警報（津波特別警報）

(3) 洪水予報・水防警報

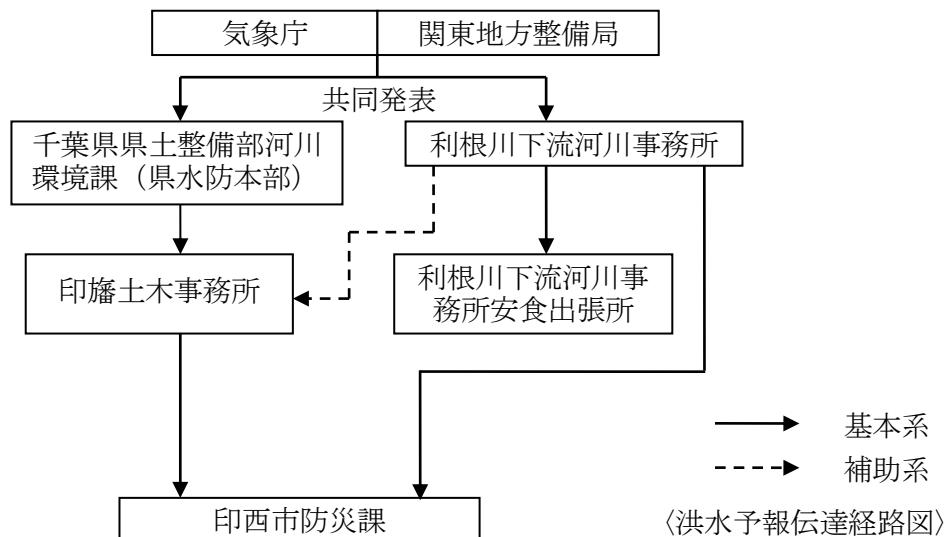
気象庁と関東地方整備局は共同して河川の水位を示した洪水予報を発表する。また、利根川下流河川事務所は河川の水位を示した水防警報を発表する。

〈洪水予報の種類〉

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・市民に求める行動等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生後速やかに発表し、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報)	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・市民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 (基準地点の受け持つ予報区域において、氾濫のおそれがある水位)	・危険な場所から全員避難
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 (避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位)	・市は避難指示の発令を判断 ・市民は避難を判断
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 (出水時に災害が起こるおそれがある水位。水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位)	・市は高齢者等避難の発令を判断 ・市民は洪水に関する情報に注意 ・水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 (水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位)	・水防団待機

1) 洪水予報

洪水予報は、予報区ごとに発表される。

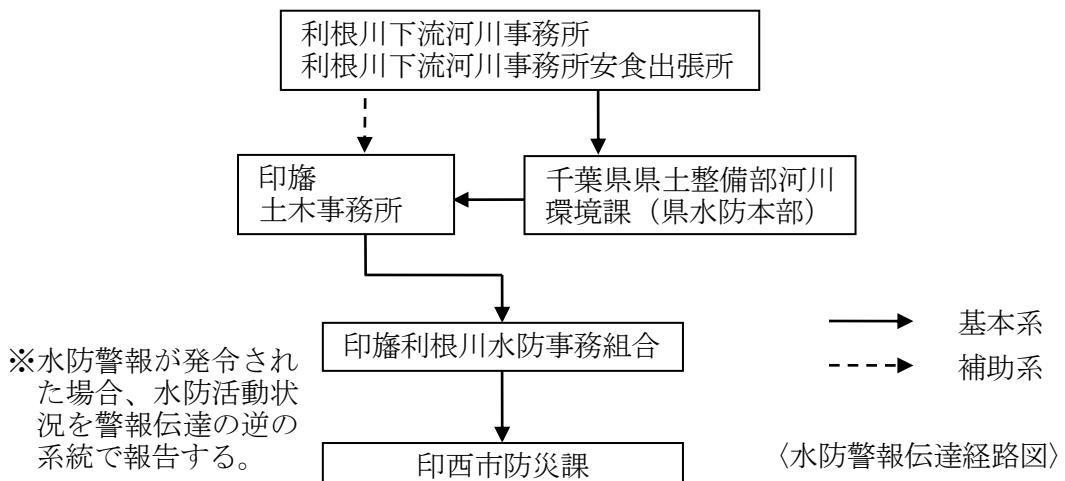


〈洪水予報の水位 (m)〉

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川中流部	取手	取手市新町	2.50	5.40	6.90	7.40	7.93
	押付	利根町押付新田	3.10	5.75	7.10	7.80	8.03

2) 水防警報

水防警報は、利根川下流河川事務所が発表する。



〈水防警報の水位 (m)〉

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)
利根川 中流部	須賀	栄町和田	2.75	4.95	—	—

(4) 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市に対して次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

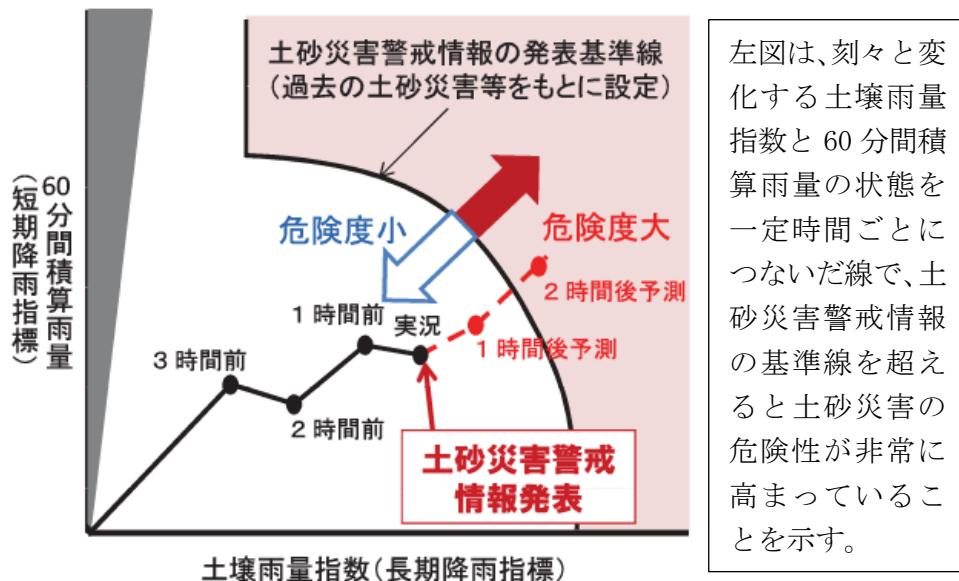
市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、または危険が予想されたときは、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難情報、避難指示等の判断を行うものとする。

また、土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設に土砂災害警戒情報を作成する。

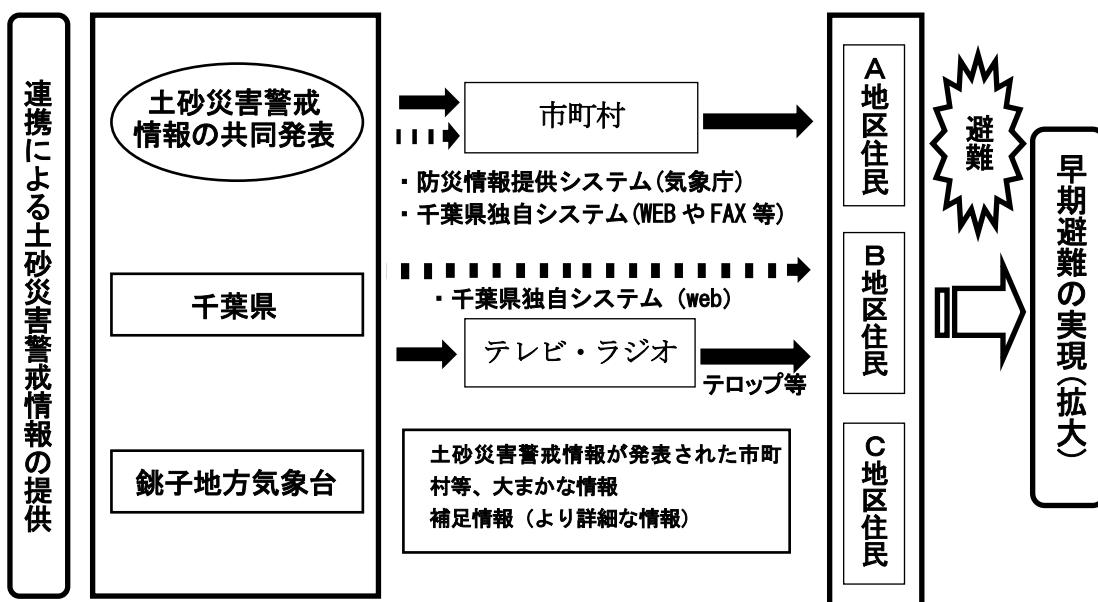
〈土砂災害警戒情報発表基準〉

気象庁が作成する降雨予測が発表基準線を2時間先まで超過するとき

〈60分積算雨量と土壤雨量指数〉



〈土砂災害警戒情報の内容と伝達の伝達経路図〉



(5) 龍巻注意情報

龍巻注意情報は、雷注意報が発表されている状況下で、積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況となっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位（北西部、北東部、南部）で発表される。

また、龍巻の目撃情報が得られた場合には、目撃された地域※を示し、更なる龍巻等の激しい突風の恐れが高まっている旨を県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※千葉県の場合は北西部、北東部、南部に分類される。

3 被害状況の把握

応急対策活動、応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について把握する。

(1) 災害時の情報収集

情報班及び本部班は、参考職員、各班、関係機関等から次の情報を収集する。

〈緊急で把握する情報〉

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 河川の水位状況 | ② 浸水区域の状況 |
| ③ 建物・宅地被害の発生状況 | ④ 火災の発生状況 |
| ⑤ 土砂災害の発生状況 | ⑥ 道路の通行障害の発生状況 |
| ⑦ 死傷者の発生状況 | ⑧ 避難活動の状況 |
| ⑨ 避難所の状況 | ⑩ 交通（鉄道、駅）の被害状況 |
| ⑪ ライフライン途絶の状況 | |

(2) 異常事象発見時における措置

- 1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報する。
- 2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- 3) 通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に關係のある近隣市町
- ③ 最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所、印旛土木事務所）及び印西警察署

(3) 火災情報

火災発生を発見した者は、速やかに119番通報を行う。

(4) 応急対策の実施状況等の情報収集

各班は、応急対策の実施状況等について、本部会議等において報告する。情報班及び本部班は、これらの情報の他、関係機関の情報について情報を収集し、状況をまとめる。

(5) 収集報告にあたって留意すべき事項

- 1) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備及び要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- 2) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- 3) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

4 被害調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

住家の被害調査は、全棟を対象に調査を実施し、それをもとにり災証明の発行を行う。

なお、火災に関する調査と、そのり災証明の発行は、印西地区消防組合が行う。

〈把握する内容と実施担当〉

把握する内容		実施担当	関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉班	印西地区消防組合 印西市消防団 印西警察署 陸上自衛隊
	負傷者の状況	医療班	医療機関 医師会等 印西地区消防組合
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 全焼・半焼の状況	現地調査班	印西地区消防組合
非住家被害	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	施設管理班 関係各部各班 (平常時の施設管理者)	
	その他(倉庫、土蔵、車庫等)	現地調査班	
その他の被害	田畠の被害状況	物資班	印旛農業事務所 印旛沼土地改良区 千葉県手賀沼土地改良区 木下土地改良区 西印旛農業協同組合
	商工業の被害状況	物資班	印西市商工会
	文教施設・文化財の被害状況	教育班	印旛都市文化財センター
	医療機関の被害状況	医療班	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院
	道路、橋梁の被害状況	土木班	印旛土木事務所
	河川、水路等の被害状況	土木班	利根川下流河川事務所安食出張所
	水道施設の被害状況	水道班	千葉県企業局(船橋水道事務所) 長門川水道企業団 印旛都市広域市町村圏事務組合水道企業部
	下水道施設の被害状況	下水道班	印旛沼下水道事務所 手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境衛生班	印西地区環境整備事業組合
	し尿処理施設の被害状況	環境衛生班	印西地区衛生組合
	土砂災害の被害状況	土木班	印西地区消防組合 印西市消防団
	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	本部班 企画財政班	東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 株式会社エナジー宇宙 京葉ガスリキッド株式会社 公益社団法人千葉県L P ガス協会 東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 K D D I 株式会社 楽天モバイル株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 千葉ニュータウン鉄道株式会社 成田高速鉄道アクセス株式会社

5 被害報告

本部班は、市域に災害が発生し、または発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム、電話、FAXまたは千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

(1) 県への被害報告

県への報告の種別、時期及び方法は、次のとおりとする。報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

〈県へ報告すべき事項〉

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所または地域
- 4) 被害の状況（被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。）
- 5) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ② 主な応急措置の実施状況
 - ③ その他必要事項
- 6) 災害による市民等の避難の状況
- 7) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- 8) その他必要事項

(2) 報告責任部局の選定

被害情報等の報告に係る報告責任部局は本部班とし、責任者は次のとおり定める。

1) 統括責任者

市長：防災関係機関における被害情報等の報告を統括する。

2) 取扱責任者

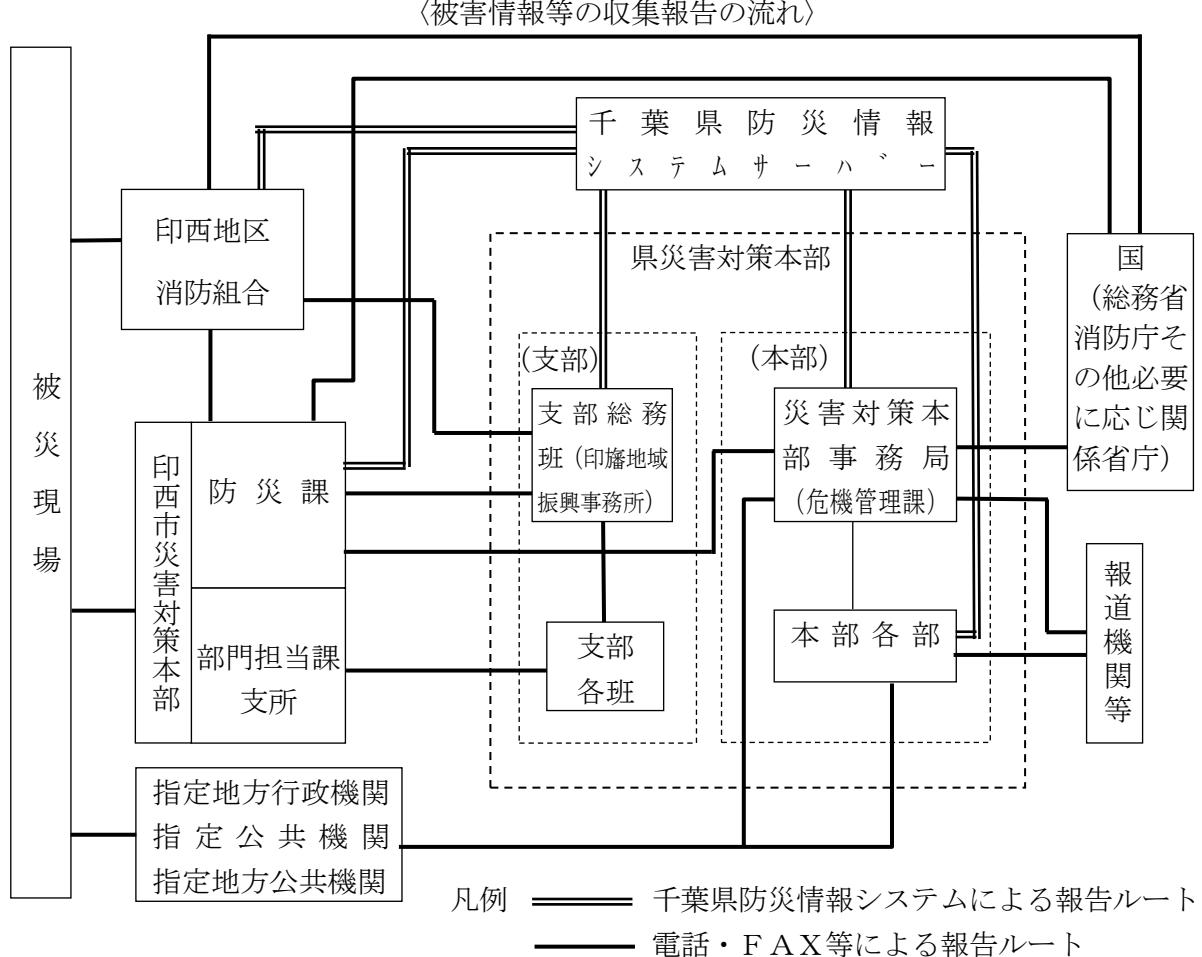
防災課長：防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。

(3) 国への報告

- 1) 一定規模以上の火災・災害が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。
- 2) 大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。
- 3) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



〈勤務時間内における国及び県への連絡方法〉

- 1) 総務省消防庁（応急対策室）
 - ①消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話 120-90-49013（地上系）、048-500-90-49013（衛星系）
FAX 120-90-49033（地上系）、048-500-90-49033（衛星系）
 - ②一般加入電話
電話 03-5253-7527
FAX 03-5253-7537
 - 2) 千葉県（危機管理課）
 - ①県防災行政無線
電話 500-7320（地上系）、012-500-7320（衛星系）
FAX 500-7298（地上系）、012-500-7298（衛星系）
 - ②一般加入電話
電話 043-223-2175
FAX 043-222-1127

〈勤務時間外における国及び県への連絡方法〉

- | |
|--|
| 1) 総務省消防庁（宿直室） |
| ①消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話 120-90-49102（地上系）、048-500-90-49102（衛星系）
FAX 120-90-49036（地上系）、048-500-90-49036（衛星系） |
| ②一般加入電話
電話 03-5253-7777
FAX 03-5253-7553 |
| 2) 千葉県（県防災行政無線統制室） |
| ①県防災行政無線
電話 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）
FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系） |
| ②一般加入電話
電話 043-223-2178
FAX 043-222-5219 |

6 市民等への広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 緊急広報

広報班は、災害時は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

1) 広報の項目

- ① 河川水位情報に関すること
- ② 被害の概要に関すること
- ③ 火災の状況に関すること
- ④ 避難の指示等に関すること
- ⑤ 避難方法等に関すること
- ⑥ 交通規制等に関すること
- ⑦ 流言飛語の防止に関すること
- ⑧ 市民がとるべき措置に関すること
- ⑨ その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

2) 広報の手段

市防災行政無線及び広報車により行うことを基本とし、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、Lアラート、SNS及びCATV等を活用する。

広報車については、必要に応じて印西警察署、印西地区消防組合、印西市消防団、その他の防災関係機関の協力を得る。

(2) 一般広報

広報班は、緊急広報後、被災者の生活支援、ライフライン等の復旧状況等を中心とした広報を行う。

1) 広報の項目

- ① 避難所に関すること

- ② 救護所の開設に関すること
- ③ 救援物資の配布に関すること
- ④ 給水、給食に関すること
- ⑤ 交通規制等に関すること
- ⑥ 流言飛語の防止に関すること
- ⑦ 生活関連情報に関すること
- ⑧ 生活再建支援に関すること
- ⑨ その他生活に必要なこと

2) 広報の手段

市防災行政無線及び広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、ニアラート、SNS及びCATV等を活用する。

(3) 避難所における広報

広報班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。要配慮者に配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達等を行う。

また、外国人に配慮して多言語による広報紙の発行や語学ボランティアの配置等、避難者の状況に応じた広報を行う。

(4) 要配慮者への広報

1) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、避難支援等関係者及びボランティア等の協力を得て実施する。

2) 外国人への広報

外国人への広報は、県、語学ボランティア及び国際交流関係団体等の協力を得て実施する。

(5) 指定避難場所外の避難者への広報

広報班は、指定避難場所外の避難者に対し、避難先を市災害対策本部へ届け出るよう広報を行う。

7 報道機関への対応

(1) 記者発表

広報班は、市役所に記者会見場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、情報及び必要な資料を提供して、市民への広報や物資等の支援を要請する。

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

広報班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮をするように要請する。

8 市民相談

(1) 初期対応

市民相談班、印旛支所班及び本塙支所班は、市役所、中央駅前地域交流館、印旛・本塙支所に被災者相談窓口を設置し、被災者の問い合わせ等に対応する。

(2) 総合相談

第2節 情報の収集・伝達

市民相談班、印旛支所班及び本塙支所班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての相談窓口を市役所に設置し、各部班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて各避難所等で巡回相談を実施し、被災者の要望等を把握する。

〈相談窓口での相談事項例〉

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 災証明の受付 | ② 税の減免等 |
| ③ 遺体の埋火葬 | ④ 医療・福祉 |
| ⑤ 生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑥ 商・工・農林業への支援 |
| ⑦ 住宅支援 | ⑧ ライフライン復旧 |
| ⑨ 廃棄物、防疫 | ⑩ 教育 |
| ⑪ 法律相談 | ⑫ 人権、女性の悩み、暴力相談等 |

第3節 救助・救急・消火活動・水防活動

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 救助活動	印西地区消防組合、印西市消防団、印西警察署
2 救急活動	印西地区消防組合、印西市消防団
3 消火活動	印西地区消防組合、印西市消防団
4 水防活動	印旛利根川水防事務組合、印西市消防団

【計画の方針と目標】

- 市民・自主防災組織及び町内会等は、連携して、初期消火活動、負傷者の搬送等の初期対応を行うことを原則とする。
- 消火活動、救助活動は、印西地区消防組合、印西市消防団が協力して対応する。
- 多数の火災、要救助者が発生し印西市の消防力では対応できない場合は、警察、自衛隊、千葉県内の消防機関、緊急消防援助隊を要請して対応する。

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

印西地区消防組合及び印西市消防団は、要救助者や、行方不明者が発生した場合に、市民、自主防災組織及び町内会等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を収集する。

(2) 救助活動要領

印西地区消防組合及び印西市消防団は、合同により救助隊を編成、救助資機材等を準備し、行方不明者情報をもとに救助活動を行う。

災害の状況等により印西地区消防組合及び印西市消防団だけでは救助活動が困難な場合は、印西警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力または建設事業者等の出動を要請する。

〈救助活動の原則〉

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する
- ③ 同時に小規模な救助・救急事案が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
- ⑤ 救助職員の安全を確保する

(3) 市民、自主防災組織、事業所等の活動

市民、自主防災組織、町内会等及び事業所などは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

(4) 警察の活動

- 1) 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等の多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。
- 2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。

2 救急活動

(1) 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先とし、印西地区消防組合、医療救護班等の車両により医療機関に搬送する。道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

中等症者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織、町内会等及び事業所などの協力により搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

印西地区消防組合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、印西市消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 消火活動

(1) 活動方針

火災発生時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

(2) 印西地区消防組合の活動

印西地区消防組合は、「消防対策本部」を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

〈消火活動の原則〉

- ① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ④ 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- ⑥ 市民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

第3節 救助・救急・消火活動・水防活動

- ⑦ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。
- ⑧ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行うものとする。
- ⑨ 大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。
- ⑩ 消防活動対応職員等の安全を確保する。

(3) 印西市消防団の活動

印西市消防団は、次の活動を行う。

1) 市民への出火防止の広報、市民との協力による初期消火

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

2) 印西地区消防組合と連携した消火活動

印西地区消防組合が出動不能もしくは出動困難な地域における消火活動、または主要避難路確保のための消火活動については、単独または印西地区消防組合と協力して行うものとする。

3) 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

4) 避難指示等の伝達と避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させるものとする。

なお、活動に当たっては消防団員自身の安全も確保する。

(4) 消防広域応援要請

本部長（市長）または消防長は、災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

(5) 市民・自主防災組織及び町内会等の活動

市民、自主防災組織及び町内会等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(6) 事業所の活動

事業所及び大規模事業所等の自衛消防組織は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

〈事業所の消火活動等〉

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難

- ④ 周辺地域の市民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤ 立入り禁止措置等の実施

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1) 高圧ガス等の保管施設の応急対策

県及び印西地区消防組合は必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2) 石油類等危険物保管施設の応急対策

印西地区消防組合は、危険物施設等の所有者・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

3) 危険物等輸送車両の応急対策

印西地区消防組合は、次の対策を行う。

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止または使用期限の緊急措置命令を発する。

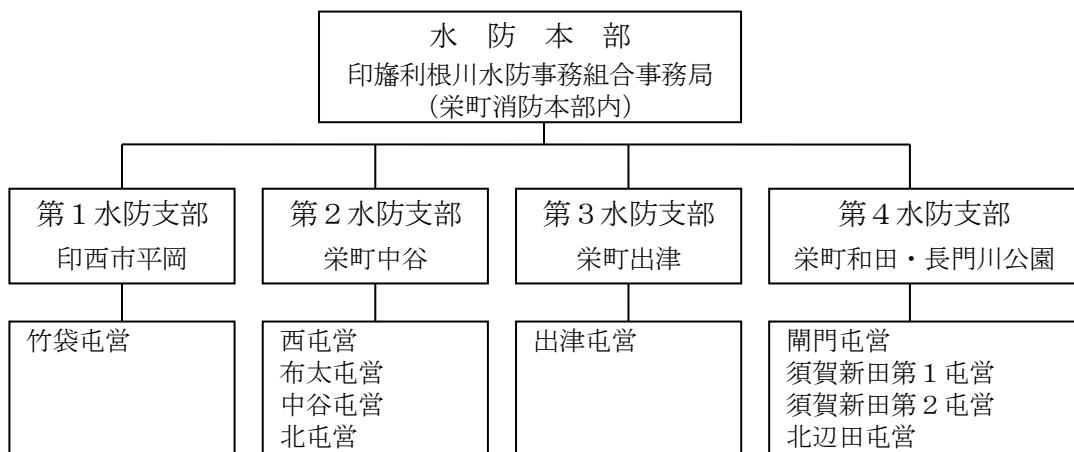
4 水防活動

利根川に係る水害等の発生に対する水防活動については、印旛利根川水防事務組合(成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市)が作成する「印旛利根川水防事務組合水防実施計画書」によって連携した活動を実施する。

印西市は、第1水防支部として受持区域の水防活動を行う。

水防活動に当たっては、水防団員はまず自分の身を守ることを基本とし、市は、安全装備品の貸与や情報の共有化を通して水防活動に従事する者の安全を確保する。

〈水防体制〉



〈受持堤防〉

支部名	堤防延長	
第1水防支部	1,484.20m	印西市竹袋旧手賀沼堺樋より 同市平岡地先（元将監川締切中央）まで
第2水防支部	4,294.69m	栄町西地先（元将監川締切中央）より 同町北地先まで
第3水防支部	500.00m	栄町出津地先より 同町安食地先まで
第4水防支部	4,662.56m	栄町安食地先より 同町矢口入口（横堤）まで

第4節 災害警備・防犯対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害警備	印西警察署
2 防犯対策	市民相談班、教育班、印西警察署、印西市防犯組合、印西市消防団

【計画の方針と目標】

- ・浸水区域等の交通規制、緊急交通路の確保、救助活動等において、警察と連携をとった活動を行う。
- ・被災地域の犯罪等を防止するため、印西警察署、印西市防犯組合、印西市消防団と連携して巡回パトロール体制を確立する。また、避難所における犯罪防止のため、避難所運営委員会と連携した防犯対策を実施する。

1 災害警備

(1) 災害警備の任務

警察は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、または台風が接近・上陸するおそれがある場合

2) 対策室

災害発生のおそれがある場合または被害程度が小規模の場合

3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、または発生するおそれがある場合

(3) 災害警備活動要領

印西警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

- ① 要員の招集及び参集
- ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止

- ⑨ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑩ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑪ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑫ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑬ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑭ その他必要な応急措置

2 防犯対策

印西警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市民相談班、印西市防犯組合及び印西市消防団と協力して、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民相談班は、避難所における窃盗、性暴力等の犯罪を防止するため、教育班、避難所運営委員会等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

第5節 交通・輸送対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 交通規制	土木班、印西警察署
2 緊急輸送道路の確保	土木班、印西警察署
3 緊急通行車両の確認等	施設管理班
4 規制除外車両の確認等	施設管理班
5 緊急輸送の実施	本部班、施設管理班
6 道路啓開	土木班

【計画の方針と目標】

- 警戒体制の段階から道路の巡回パトロールを行い、倒木や道路冠水等が発生した場合は、迅速な応急処置をとり、交通路を確保する。
- 警察、道路管理者と連絡をとり、道路被害や通行規制等の情報を収集し、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

1 交通規制

(1) 道路情報の収集

土木班は、印西警察署及び道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

(2) 交通規制

道路管理者は、印西警察署と協議して、災害により危険な箇所または緊急輸送等のため必要な路線を通行禁止または制限等の措置をとる。印西警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制並びに警戒にあたる。

また、交通規制または道路が被災した場合は、印西警察署、道路管理者と協議し、迂回路を設定する。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	○災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限することができる。	災害対策基本法第76条
	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者または車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者または車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。	道路交通法第5条

警察官	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないときはまたは命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができる。	道路法第46条

2 緊急輸送道路の確保

(1) 県の緊急輸送道路

交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路1次路線・2次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。市に係る路線は、次の9路線である。

この9路線以外に、市が行う応急対策に必要と認める等の重要路線について、必要に応じ対象とする。

土木班は、県緊急輸送道路の状況について把握する。

〈千葉県緊急輸送道路〉

ルート	路線名	区間	距離(km)
1次路線	21 一般国道356号	銚子市三軒町←→我孫子市新富	106.6 (市内4.5)
	26 一般国道464号	松戸市松戸←→成田市並木町	42.7 (市内17.2)
	30 主要地方道 千葉竜ヶ崎線	八千代市米本←→印西市大森	10.7 (市内7.1)
2次路線	23 主要地方道 船橋印西線	八千代市新木戸←→印西市船尾	6.1 (市内1.2)
	51 主要地方道 佐倉印西線	佐倉市田町←→印西市瀬戸	6.8 (市内1.9)
	146 市道00-024号線	印西市牧の原1-1-1←→同市牧の原4-3054-4	0.5
	市道00-028号線	印西市牧の原5-110←→同市牧の原5-1612-5	0.2
	147 市道08-219号線	印西市大森2531-2←→同市大森2535	0.1
	148 弥子沢・遠蓮線	印西市鎌苅2098-4←→同市鎌苅2098-4	0.1

(注)

1次路線：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

2次路線：千葉県緊急輸送道路 1次路線と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(2) 市の緊急輸送道路

市は、県の指定する緊急輸送道路を補完し、市内の防災拠点である避難場所や、物資集積所、自衛隊、緊急消防援助隊等の集結場所、公共施設等を結ぶ重要な道路として、下記の道路を指定する。

土木班は、緊急輸送道路を点検するとともに、障害物の除去を実施し交通の確保を図る。

〈市緊急輸送道路〉

路 線 名	距離(km)
主要地方道市川印西線	5.0
主要地方道船橋印西線	4.9
主要地方道千葉臼井印西線	12.5
主要地方道佐倉印西線	8.9
主要地方道鎌ヶ谷本塙線	0.9
一般県道印西印旛線	3.5
一般県道千葉ニュータウン北環状線	3.0
一般県道千葉ニュータウン南環状線	6.7
一般県道八千代宗像線	2.6
市道 00-005 号線	2.1
市道 00-012 号線	0.2
市道 00-015 号線	0.7
市道 00-016 号線	2.1
市道 00-020 号線	0.7
市道 00-021 号線の一部	0.3
市道 00-023 号線の一部	1.5
市道 00-024 号線	1.5
市道 00-025 号線	1.2
市道 00-026 号線	3.9
市道 00-029 号線	1.5
市道 00-031 号線の一部	2.8
市道 00-032 号線	1.1
市道 00-033 号線	0.9
物木・滝線	1.6
山田・平賀線	4.8
ニュータウン・萩原線	1.2
下池・三度山線	2.0
長作台・遠蓮線	1.7

3 緊急通行車両等の確認等

(1) 申請手続き

知事または公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

施設管理班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県または公安委員会に提出する。県知事または公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

- 1) 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- 2) 公安委員会は、前記1)により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- 3) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、印西警察署または交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

4 規制除外車両の確認等

(1) 申請手続き

公安委員会は、緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、通行禁止の対象から除外する。申請手続きは、3(1)を準用する。

(2) 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度の対象の車両は、緊急通行車両とならない車両であって、次の条件に該当するものである。

- 1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 3) 患者等搬送用車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
- 4) 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

事前届出・確認は、3(2)を準用する。

5 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の範囲

施設管理班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送事業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

(2) 車両・燃料の確保

施設管理班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合または公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。燃料は、「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき市内の燃料販売業者等から調達する。

(3) 鉄道による輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合または広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(4) ヘリコプターによる輸送

本部班は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合は、千葉県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

6 道路啓開

道路管理者等は、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき次の措置を実施する。

なお、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

区間を指定して、車両の運転者等に対して移動を命令する。車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場に不在の場合は、自らが車両を移動する。その際は、やむを得ない限度での破損が容認される。

(2) 土地の一時使用

沿道で車両保管場所を確保するため、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

第6節 避難対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難の原則	市民
2 避難の指示等	本部班、広報班、印西市消防団
3 自主避難	市民
4 避難誘導	本部班、市民、企画財政班、福祉班、医療班、施設を管理する班、印西市消防団
5 避難所等の開設と運営	市民、直行職員、教育班、医療班、市民相談班、各班
6 在宅避難・分散避難	直行職員、教育班
7 要配慮者の支援	福祉班、子ども福祉班、教育班
8 避難所等の閉鎖	教育班
9 広域避難	本部班
10 広域避難者への支援・受入れ	総務班、教育班
11 被災他市町村への避難所運営支援	総務班、教育班

【計画の方針と目標】

- 河川情報、土砂災害警戒情報の受理とともに水位、降雨状況を判断して、時間的余裕をもって避難活動ができるように、高齢者等避難、避難指示等を発令する。
- 避難行動要支援者の避難は、自主防災組織等の避難支援等関係者が助け合って支援する。なお、要配慮者の避難所生活には、専用スペースを確保する等の配慮を行うとともに、必要に応じて小・中学校、公民館等の公共施設やデイサービスセンター等老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設して収容する。
- 避難所の運営は、避難者による自治を原則とし、市職員、教職員等が連携して運営を支援する。
- 最寄りの避難所で収容が困難な場合は、臨時バス等により避難スペースに余裕がある他の避難所に移動する。
- 避難生活が長期化する場合は、要配慮者への配慮、避難所運営に女性の意見を取り入れなどの対策を実施する。

1 避難の原則

市民等は、次の避難の原則により行動する。

- (1) 自ら情報を収集し、自主避難等の早めの避難を心がける。
- (2) 市からの高齢者等避難、避難の指示等により、避難行動要支援者の安否確認及び避難の支援を行い、特別避難所等に避難する。
- (3) 自宅への床上浸水や土砂が流入し居住することが困難な場合は、避難所等に避難する。
- (4) 自宅の被害が軽微で安全が確認された場合は、避難場所等から自宅に戻り、在宅避難を継続する。

2 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示等を行うものとする。

また、避難の指示等に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(2) 指定行政機関の長等による助言

本部長（市長）は、避難の指示等を指示しようとする場合に、気象台長、河川管理者及び県知事等に助言を求めることができる。

〈避難の種類及び発令基準〉

種類	発令される状況	居住者がとるべき行動	基準（目安）
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	<p>【浸水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利根川氾濫注意情報が発表されたとき <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、気象庁の土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において警戒となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 ③ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その他の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示 【警戒レベル4】	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難	<p>【浸水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利根川氾濫警戒情報が発表されたとき ② 利根川氾濫危険情報が発表されたとき ③ その他の浸水が発生したとき <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 記録的短時間大雨情報が発表されたとき ③ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、水量変化等）が発見されたとき <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	<p>【浸水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利根川が氾濫したとき ② すでに浸水が発生したとき <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害が発生したとき <p>【その他】</p>

			① 大雨特別警報が発表されたとき ② 激しい降雨等により避難行動が危険なとき
--	--	--	---

〈避難の指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	○人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事または知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(3) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、あるいは生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部または一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、または総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第23条の2

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長もしくは消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、または消防長もしくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員または消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じまたはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長もしくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条の2
	○消防吏員または消防団員が火災の現場にいないとき、または消防吏員または消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長もしくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条の3

(4) 市民への伝達

本部班及び広報班は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」）を発令、または解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、市民への周知徹底を図る。

1) 伝達方法

- ① 市防災行政無線（同報系）
- ② 広報車
- ③ 市防災メール
- ④ C A T V 等報道機関
- ⑤ Lアラート
- ⑥ その他（ホームページ、エリアメール、緊急速報メール及びS N S等）

2) 伝達内容

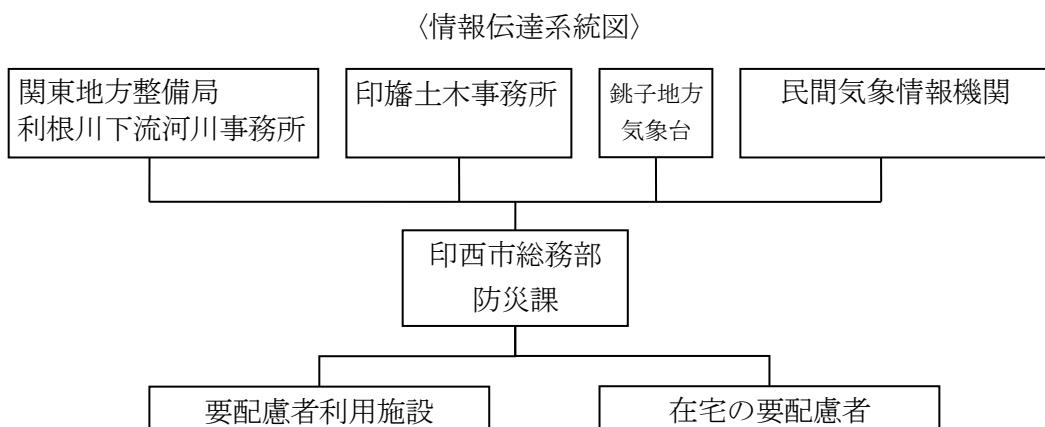
- ① 避難指示等の理由
- ② 避難の対象区域
- ③ 避難先、その場所名
- ④ 避難経路
- ⑤ その他注意事項

(5) 防災上配慮を有する者が利用する施設への防災情報の伝達

本部班は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は、以下のとおりとし、電話、F A X、市防災行政無線等を用いて、河川

水位情報、避難指示等の防災情報を伝達する。



(6) 県に対する報告

本部班は、避難指示等または解除を発令した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び印旛地域振興事務所に報告する。

(7) 関係機関への通報

本部班は、本部長（市長）が避難指示等を行った時、または警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

3 自主避難

市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

なお、高齢者等避難を発令した場合、もしくは市民が自主避難をするとの連絡を受けた場合、指定避難所または特別避難所を開設する。

4 避難誘導

(1) 市民の避難誘導

- 1) 浸水またはがけ崩れのおそれがある場合等、安全な場所への避難誘導が必要な場合、印西市消防団は、最も安全と思われる避難方向や浸水の危険がない安全な避難先を自主防災組織、等の避難誘導者に伝達し、協力して避難誘導を行う。
- 2) 本部班は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、特別避難所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、特別避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等へ伝達する。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて特別避難所等を開設し、市民等に対し伝達する。
- 3) 避難所への収容が困難な場合は、避難者を臨時バス等により避難スペースに余裕がある避難所に移動する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難支援等関係者が支援して行うことを原則とする。た

だし、自力による避難が困難な場合、福祉班は、関係機関（印西市消防団等）、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等に協力を依頼して避難支援を行う。

(3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒及び園児、施設利用者等の避難誘導は、施設管理者が行う。

5 避難所等の開設と運営

(1) 避難所の開設

避難指示等が発令された場合、教育班は、避難所担当職員を派遣し、施設管理者、教職員等と協力して開設にあたる。

(2) 避難所の運営

避難所の運営は、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者や災害から受ける影響やニーズの男女の違いに対する配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVや虐待の発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れるものとする。

1) 避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、施設管理者、避難所担当職員等をスタッフとした避難所運営委員会を設置し、委員長を定め、互いに連携して運営にあたる。また、委員会には女性の参画を促し、プライバシー及び安全の確保や多様なニーズ・リスクへの対応など女性の視点をとり入れた避難所運営に努める。

〈避難所の運営項目〉

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 必要物資の管理・分配 | ② 避難者の転出入確認、名簿作成 |
| ③ 情報管理、広報 | ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） |
| ⑤ 警備 | ⑥ 入浴措置 |
| ⑦ 要配慮者等への配慮 | ⑧ 傷病者の搬送、避難者の医療、カウンセリング等 |
| ⑨ 相談、苦情処理、要望聞き取り | ⑩ 各種調査 |
| ⑪ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 | ⑫ 各種記録 |

〈女性等への配慮事項の例〉

① 避難所施設

- ・物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション
- ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のみの世帯用エリア
- ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ、入浴設備の設置

② 運営管理

- ・運営委員会への女性の参画
- ・女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- ・女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- ・避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担
- ・女性相談窓口の設置

- ・配偶者等から暴力等を受けている被害者等に関する個人情報の管理徹底
- ・就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
- ・防犯ブザーやホイッスルの配布

- 2) 避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄を行うとともに不足品については速やかに調達する。主なものとしては、炊出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、仮設風呂・シャワーなどである。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- 3) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- 4) 医療班は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、千葉県疾病対策課、印旛保健所の指示に基づき、本部班と医療班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、感染症により自宅療養中の市民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、医療班は、本部班や教育班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- 5) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVや虐待の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、防犯ブザー等を配布する、性暴力・DVや虐待についての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全を確保するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 6) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(3) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、本部に報告する。その際は、要配慮者、アレルギーや慢性疾患を有する人等の情報について詳細に取りまとめるものとする。

(4) 安否情報の提供

市民相談班は、消防本部、印西警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

なお、その際には配偶者等からの暴力等を受けている被害者等を考慮し、個人情報の管理の徹底に努める。

6 在宅避難・分散避難

(1) 在宅避難の誘導

教育班は、避難所に避難した避難者のうち、自宅の被害が軽微で安全が確認された場合は、

自宅に戻り在宅での避難生活を継続するように呼びかける。

(2) 在宅避難者・分散避難者への支援

- 1) 教育班は、在宅避難を継続している避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の分散避難を継続している被災者の所在地、ニーズ等の情報を把握し、避難所運営委員会、自主防災組織等と協力して、物資等の配布、情報の伝達等、避難所の避難者と同様の支援を行うように努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、必要に応じ医療班の巡回訪問等により健康相談や保健指導を実施する。
- 2) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- 3) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

7 要配慮者の支援

(1) 避難生活での配慮

要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。

また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

外国人には語学ボランティアの派遣、多言語による広報紙の配布等を行う。

(2) 福祉避難所の開設

福祉班及び子ども福祉班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、小・中学校、公民館、コミュニティセンター、保健センター等の公共施設や特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

また、福祉避難所に指定されている施設に連絡し、次の事項を確認する。

- ① 施設、設備の被害状況
- ② 入所者、利用者等の被害状況、避難の必要性等について
- ③ 職員の被害状況、参集状況等の活動状況
- ④ 施設職員の避難所運営への支援の可否
- ⑤ 福祉避難所としての活用可否
- ⑥ （活用可能な場合）受入れ可能人数、対応可能な要配慮者の特性
- ⑦ （活用できない場合）復旧見込み等

8 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を通告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

9 広域避難

本部班は、市内で避難者を収容できない場合は、広域避難を要請する。

(1) 協定に基づく要請

災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定等に基づき、県内市町村長または県知事に一時収容のための施設の提供を要請する。

(2) 広域一時滞在

災害対策基本法に基づいて、県知事に県内市町村または県外への広域避難者の受入れを要請する。

10 広域避難者への支援・受入れ

総務班及び教育班は、災害範囲が広域で市域外から避難してきた避難者支援については、避難元の自治体及び県、周辺自治体と連携・協力し、受入れ体制を整える。

広域避難者の受入れ施設では、ボランティアや避難元の自治体と連携し、仮設住宅入居時と同様の行動がとれるように避難者の自主性確保のための支援等を行う。

11 被災他市町村への避難所運営支援

総務班及び教育班は、本市の被災が小さく、他の市町村の支援を行える場合は、県との協議のもと他市町村の避難所運営等の支援を行う。

第7節 応急医療

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護活動	医療班、印西地区消防組合、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会
2 被災者の健康管理	医療班、千葉県（印旛保健所）、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会

【計画の方針と目標】

- ・多数の傷病者が発生した場合は、救護所を設置して、医師会の救護班による応急手当を行う。
- ・床上浸水等が発生し、避難生活が長期化する場合は、医師会、保健師を中心に結成した医療救護班により、避難者等の健康状況の把握と対処を行う。
特に、精神のケア、感染症、エコノミークラス症候群の予防に留意する。
- ・軽症者への応急手当、救出現場から救護所までの搬送は、市民、自主防災組織等が行うことを原則とする。
- ・重症者は、救急車にて日本医科大学千葉北総病院や成田赤十字病院等の病院に搬送する。状況に応じてヘリコプターの輸送を実施する。人工透析患者には、透析可能な病院の紹介、搬送を行う。

1 医療救護活動

風水害による傷病者への対応は、通常の救急医療体制にて対応するが、傷病者が多数発生した場合は、次の体制にて実施する。

(1) 市救護本部の設置

医療班は、中央保健センターに救護本部を設置し、印旛市郡医師会に市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターの派遣を要請する。

また、印旛保健所が合同救護本部を設置した場合は、連絡員を派遣し連携した対応を行う。

(2) 医療救護班の編成

医療班は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、千葉県柔道整復師会に対し、救護所への医療救護班の編成・派遣、医薬品等の供給を要請する。

市で対応ができない場合、合同救護本部に対して、県立病院等の救護班、災害派遣医療チーム（D.M.A.T）の派遣、医薬品の供給等の要請を行う。

また、印西地区消防組合は、合同救護本部に災害派遣医療チーム（D.M.A.T）の派遣を要請する。

(3) 医療情報の収集と提供

EMI S（広域災害・救急医療情報システム）を活用し、医療に関する情報を収集し、関係機関に提供する。

- 1) 傷病者等の発生状況
- 2) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- 3) 避難所及び医療救護所の設置状況
- 4) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- 5) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- 6) その他医療救護活動に資する事項

(4) 救護所の設置

医療班は、救護所設置予定箇所に職員を派遣し、資器材の確保と必要な環境を確保する。

(5) 救護所の運営

救護所の運営は、印旛市郡医師会を中心に編成した医療救護班が行う。

〈救護所での活動〉

- | |
|---|
| 1) 救護所設置予定箇所
高花保健福祉センター |
| 2) 救護所での活動
① 負傷者の緊急度の判定
② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
③ 負傷者の応急処置
④ 死亡の確認 |

(6) 後方医療体制

医療班、印西地区消防組合は、日本医科大学千葉北総病院や成田赤十字病院等の災害拠点病院に重症者の受入れについて要請する。

また、合同救護本部を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

(7) 医療用資器材の確保

救護のための医療器具及び薬品は、印旛郡市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請することを基本とするが、不足する場合には、合同救護本部に対し医薬品等の供給を要請する。輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センター等に供給を依頼する。

(8) 傷病者の搬送

救出現場から救護所または病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。災害拠点病院または県外の医療機関までの搬送は、救急車またはヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が行うこととする。

(9) 透析患者等への対応

医療班は、人工透析等の応急措置について、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合、県を通じて受入れ医療機関を確保し、救急車またはヘリコプター等で搬送する。

(10) 助産

医療班は、通常の分娩は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。

胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合、県を通じて受入れ医療機関を確保し、救急車またはヘリコプター等で搬送する。

2 被災者の健康管理

(1) 巡回医療

医療班は、避難所等に避難している市民の疾患の予防のため、印旛保健所、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、千葉県柔道整復師会の協力を得て、避難所等で精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病及び感染症予防について、チラシの配布や保健師等による指導等、印旛保健所と連携した活動を行う。

なお、県災害本部内に災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部が設置され、必要に応じて印旛保健所等にD P A T活動拠点本部等が設置されるため、必要に応じて連携して活動を行う。

(2) 巡回健康相談

医療班は、保健師、栄養士、その他職員等が連携し、避難所、在宅避難者等への巡回訪問により健康管理や健康相談を行う。また、被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、医療班や介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

感染症、エコノミークラス症候群等の疾病予防に関する啓発及び指導、さらには精神的ショックやストレスに対する精神面でのケアを実施する。

(3) 二次健康被害の予防

医療班は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) メンタルヘルスケア

医療班は、災害による精神的なダメージに対し、カウンセリング等のメンタルヘルスケアを早期に実施する。

(5) 医療情報の提供

医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で市民に提供する。

第8節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防疫活動	医療班、環境衛生班、千葉県（印旛保健所）、公益社団法人印旛市郡医師会
2 し尿の処理	環境衛生班、印西地区衛生組合
3 災害廃棄物の処理	環境衛生班、印西地区環境整備事業組合
4 障害物の除去	土木班、住宅班
5 動物対策	環境衛生班、千葉県（印旛保健所、動物愛護センター）、公益社団法人千葉県獣医師会

【計画の方針と目標】

- ・浸水が解消した後に、感染症の予防のため消毒薬剤の配布や散布指導、被災者の検病調査等、印旛保健所と連携した防疫対策を実施する。
- ・浸水等により家庭のトイレが使用できない地域には、仮設トイレを設置するとともに、収集車両や作業員を確保するなど、収集処理体制を確立する。
- ・水害廃棄物は、地震災害廃棄物と同様に、一時的に保管するために仮置場を確保し、管理、中間処理等を行う。特に、処理の効率化、リサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。
- ・ペットを避難所内に持ち込むことは原則として禁止する。給餌、ケージ等については、飼育者の自己責任とする。

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

1) 検病調査及び健康診断

印旛保健所は、印旛市郡医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を必要に応じて実施する。医療班は、印旛保健所が行う、感染症の流行の兆候を早期に把握するためのサーベイランス情報の収集や感染症拡大防止策等に協力する。

2) 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、印旛保健所の行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 |
| ③ 就業制限 | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等 | |

3) 広報活動

環境衛生班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

4) 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、または発生のおそれのある地域に消毒を行う。

また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資機材・薬剤は、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

5) 指定感染症等に関する情報共有

指定感染症等の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、医療班は印旛保健所と連携し、情報共有を図る。

6) 報告

医療班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を隨時県に報告する。

2 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境衛生班は、自宅トイレが使用できない避難者等のために避難所に仮設トイレを設置する。

(2) 収集処理体制の確立

環境衛生班は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿の処理は、印西地区衛生組合が実施するが、対応できない場合は、「災害時ににおける廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

3 災害廃棄物の処理

(1) 印西クリーンセンターにおける措置

印西地区環境整備事業組合は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により印西クリーンセンターの稼働が停止した場合は、早期稼働に努める。

(2) 処理体制の確立

環境衛生班は、「印西市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制を確立する。

また、環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、協力して、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を踏まえて、収集、処理方法等を決定する。

(3) 協力要請

環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、平常時の収集処理体制が困難な場合、環境衛生班と協力して市内許可業者に収集または処理を別途委託し、対応ができない場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、必要に応じて、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

(4) 仮置き場の処理

環境衛生班は、がれき等の大量発生が予想される場合、印西地区環境整備事業組合と協力して一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置き場を確保し、印西地区環境整備事業組合と協力して搬入措置をとる。

なお、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

(5) 災害廃棄物に関する啓発・広報

環境衛生班は、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置き場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

4 障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去

道路上の障害物の除去は、遺体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。

(2) 河川の障害物の除去

河川の障害物の除去は、河川管理者が行う。

(3) 住宅関係の障害物の除去

住宅班は、住居またはその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

除去は、建設事業者等に要請する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

5 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境衛生班は、家畜の死亡が確認された場合は、印旛保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境衛生班は、飼い主の被災により遺棄または逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛保健所、千葉県動物愛護センターと協力して保護収容する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所へは、原則として大型動物や危険動物の同伴を禁止することとする。屋外等に飼育場所を設置した場合は、自己責任にて対応する。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛保

第8節 防疫・清掃・障害物の除去

健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市内）を設置し、動物救護活動を実施する場合は、その旨を避難者に広報する。また、動物救護センターでの一時保管が困難な場合等は、市内に一時保管場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 行方不明者の捜索	市民相談班、印旛支所班、本塙支所班、印西地区消防組合、印西警察署、印西市消防団
2 遺体の処理と安置	福祉班、印西警察署、日本赤十字社千葉県支部、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会
3 遺体の埋火葬	市民相談班、印旛支所班、本塙支所班、福祉班、印西地区環境整備事業組合

【計画の方針と目標】

- 多数の死亡者が発生した場合は、市の公共施設に遺体安置所を開設し、警察による検視、医師による検査、遺体の安置の総合的な対応を行う。
- 行方不明者がある場合は、近隣市町、警察、消防団等と連携して、行方不明者の捜索に全力をあげる。

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

- ① 住居地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと
- ② 住家の被害状況は関係がないこと
- ③ 原因は問わないこと

市民相談班、印旛支所班及び本塙支所班は、相談受付窓口で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を取りまとめ、行方不明者の帳票を作成する。帳票は警察、自衛隊等の捜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

(2) 捜索の実施

印西地区消防組合及び印西市消防団は、行方不明者の帳票に基づき捜索活動を行う。

また、印西警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、印西警察署に連絡し警察官の調査等を受ける。

2 遺体の処理と安置

(1) 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

- ① 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- ② 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34

号)、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）に基づき、警察官の調査等終了後、警察当局から遺族または市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体安置所の設置

福祉班は、遺体の検案、安置等を行うために被災地に近い公共施設に遺体安置所を設置する。設置基準として、複数区画（検視区画、遺体安置区画、身元確認区画）が設置可能なスペースを有し、車両搬送及び1階での作業が可能であり、遺体を洗浄する水道設備を有する施設とする。棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

(3) 遺体の調査等

印西警察署は、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき遺体の調査等を行う。

身元が不明な場合は、印西警察署、市民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、印西警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

(4) 遺体の搬送

遺族に遺体が引き渡された場合、遺体の搬送は、原則として遺族が行うものとする。

(5) 遺体の処理

福祉班は、県、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会等に検案医師の出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

なお、被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理〉

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体または短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬の対象

市は、次の場合に埋葬等を行う。

① 災害時の混乱の際に死亡した者

② 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受け付け

市民相談班、印旛支所班及び本塙支所班は、遺体安置所または市民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(3) 火葬

遺体は印西斎場で火葬を行う。印西斎場が使用できない場合または火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行細則」（平成8年規則9号）により扱うものとする。

第10節 生活支援

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	水道班、千葉県（企業局）、長門川水道企業団
2 食料の供給	物資班
3 物資の供給	物資班
4 救援物資の受入れ・管理	物資班、福祉班、子ども福祉班

【計画の方針と目標】

- 一時的に避難した者の食料・物資は、家庭内備蓄で対応することを原則とする。避難指示等を発令した場合は、市から備蓄食料や備蓄の毛布等を配布する。
- 浸水、土砂災害により住家を失った避難者や要配慮者に対しては、炊出しの実施、調達した食料・物資を供給する。
- 多数の被災者が発生した場合は、物資受入拠点を設置し、全国の自治体、企業、団体から救援物資を受け入れ、活用する。

1 給水

(1) 飲料水の確保

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、配水場、災害用井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽を給水拠点とし、飲料水の確保に努める。

また、千葉県（企業局）は、「千葉県地域防災計画」に基づき、飲料水の確保を図る。

(2) 飲料水の水質検査及び保全

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、確保した飲料水が飲料に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

(3) 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、指定避難所等の重要施設への給水を優先するため、市民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 給水活動の準備

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、次のように給水活動の準備を行う。

〈給水活動の準備〉

給水場所の設定	指定避難所
活動計画作成	<input type="checkbox"/> 給水ルート <input type="checkbox"/> 給水方法 <input type="checkbox"/> 給水量 <input type="checkbox"/> 人員配置 <input type="checkbox"/> 広報の内容・方法等 <input type="checkbox"/> 資機材の準備 <input type="checkbox"/> 水質検査
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）

(5) 給水方法

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、次のように給水を行う。

1) 給水拠点での給水

配水場では、給水車への給水を行う。防災井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽では、被災者への給水を行う。

2) 搬送給水

指定避難所等へは、給水拠点から給水車によるほか、ポリエチレン容器、簡易水槽等を積載したトラックに積載させ搬送給水する。

搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

3) 給水順位

指定避難所等の緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水するものとする。

4) 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

〈給水量の目安〉

地震発生～3日	1人1日3リットル	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	1人1日20リットル	簡単な炊事、洗面等最低生活を営むための水量
11日～21日	1人1日100リットル	浴用、洗濯等に必要な水量
22日～28日	1人1日250リットル	平常時給水量

(6) 広域応援要請

水道班は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については千葉県（企業局）が「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(7) 広報

水道班は、拠点給水、搬送給水等による給水体制、復旧の見込みと停電時に活用できる直結給水栓等について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸または滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

物資班は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、県と相互に協力するよう努める。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、市の要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給が行われる。

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

〈食料供給の対象者〉

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家の被害が全焼、半焼、全壊、半壊または床上浸水等があつて炊事のできない者
- ③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者
- ⑥ 在宅等で避難生活を継続している者

(3) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類等とし、可能な限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、業者等からの調達による粉ミルク等とする。

物資班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

(4) 政府所有米穀の調達

政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であつても、受託事業体から引き渡しを受けることができる。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

(5) 食料の供給

食料の搬送は、供給先の避難所まで食料供給業者に要請する。できない場合は、物資受入れ拠点（以下「物資集配拠点」という。）に搬送ののち、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所運営委員会に一任する。

また、自宅で避難生活を余儀なくされている被災者にも配布するよう努める。

(6) 炊出し

弁当、パン等の調達ができない場合は、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊出しを要請する。炊出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するよう指導する。

3 物資の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 支給対象者

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全焼、半焼、流失、全壊、半壊または床上浸水等であって次に掲げる条件を満たす者

被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者で、かつ被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 調達の方法

物資班は、災害時に物資支援協定を締結している事業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

〈生活必需品の例〉

- ① 寝具……タオルケット、毛布、布団等
- ② 外衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- ③ 肌着……シャツ、パンツ、女性（女児）用下着等
- ④ 身回り品……タオル、手拭い、運動靴、傘等
- ⑤ 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- ⑥ 食器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- ⑦ 日用品……石鹼、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ、洗面用具等
- ⑧ 光熱材料……ライター、携帯型ライト、灯油等

(4) 生活必需品の搬送

物資班は、供給先までの生活必需品の搬送は、協定を締結している事業者に要請する。できない場合は、物資集配拠点に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所運営委員会に一任する。

4 救援物資の受入れ・管理

(1) 救援物資の要請

1) 全国への要請

物資班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りをし、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

2) 日本赤十字社への要請

福祉班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

なお、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受入れ

救援物資は在庫管理等を徹底し、必要がある時には物資班が供給先に要請する。

(3) 救援物資の集積・配達

物資集配拠点には、トラック等で大量に持ち込まれた物資を誘導する。

第10節 生活支援

集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、避難所等へ配分する。要配慮者用の物資については一般物資と分け、適切に管理する。

第11節 二次災害の防止

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 がけ地の危険防止	本部班、土木班、千葉県（印旛土木事務所）、銚子地方気象台
2 被災宅地の危険度判定	住宅班
3 危険物施設等対策	印西地区消防組合、千葉県
4 放射性物質事故災害対策	環境衛生班、本部班、印西地区消防組合、印西市消防団
5 複合災害対策	本部班、土木班

【計画の方針と目標】

- 大雨の場合は、土砂災害危険箇所付近に在住する市民に対し、警戒や注意喚起をよびかけるとともに、土砂災害警戒情報を受理した場合は、避難指示等を発令する。
- 市民から異常現象の通報があった場合は、迅速に現地に出動し、必要な応急措置をとる。
- 危険物施設等において、漏えいまたは爆発等が発生した場合は、印西地区消防組合と連携して速やかに影響のある地区に避難指示を発令して、安全を確保する。
- 二次災害を防止するため、防災拠点施設を優先して被災宅地危険度判定を実施する。

1 がけ地の危険防止

(1) 土砂災害の警戒・巡視

本部班は、県及び銚子地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、あるいは市民から異常現象の通報があった場合は状況を確認し、必要と認めた場合は、土砂災害危険箇所付近に居住する市民に対し、注意喚起や避難指示等を行う。

(2) 土砂災害時の措置

土木班は、千葉県（印旛土木事務所）の支援を受けてがけ地の応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設事業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、本部班は、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示等を行う。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

住宅班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づきを行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 危険物施設等対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の所有者・管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。印西地区消防組合及び県は、必要に応じて立入検査を行うとともに水害の場合には流出防止措置、風害の場合には飛散防止措置等を指導する。

(2) 避難及び立入制限

危険物施設等の所有者・管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

4 放射線物質事故災害対策

放射性同位元素等取扱事業所の事業者は、風水害等により放射線障害のおそれ、または放射線障害が発生した場合は、原子力規制委員会規則で定めるところにより応急の措置を講ずる。

国、県、市、消防機関等は、「印西市地域防災計画 大規模事故編 第2章 第7節 放射性物質事故対策計画」、「放射性物質事故対策マニュアル」（千葉県 平成25年3月修正）及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（消防庁 平成26年3月）等に基づいた措置をとる。

5 複合災害対策

被災した後に、別の災害が発生し被害が拡大することを複合災害と呼ぶが、市では複合災害も考慮した対策を推進する。

特に、地震による被災後に気象状況が悪化した場合は、通常の防災体制と異なり被災した場所からの洪水等の災害も予想されるため、地震後の気象災害に関する警戒レベルを上げるとともに、市は、気象庁や河川管理機関からの情報収集を強化するなどの措置を行う。

また、警戒レベルを上げた旨を市民に広報し、避難等が生じると予想される場合には、市は早期避難の呼びかけ等を行う。

第12節 応援派遣要請

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ	本部班、総務班
2 自治体等への応援派遣要請	本部班、総務班
3 消防の広域応援要請	本部班、印西地区消防組合
4 水道・下水道事業体の相互応援	水道班、下水道班
5 労働力の確保	本部班、成田公共職業安定所

【計画の方針と目標】

- 利根川の決壊等により広範囲で浸水が発生し、孤立被災者の救助、行方不明者の捜索等の必要がある場合は、速やかに自衛隊、県内消防機関、緊急消防援助隊等の応援派遣を要請する。

1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ

(1) 災害派遣要請

本部長（市長）は、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(2) 派遣要請の要求の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接関係部隊等に通報し、事後、速やかに知事に通知する。

本部班は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

要請事項	① 災害の情況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部危機管理課

第12節 応援派遣要請

〈緊急の場合の連絡先〉

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊第1空挺団 (習志野)	第3科防衛班長 047-466-2141	駐屯地当直司令 047-466-2141
	県防災行政無線	632-721、632-725（当直）

(3) 受入れ体制

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

〈自衛隊の受入れ体制〉

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資材等の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に關係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結候補地	松山下公園、印旛西部公園
交渉窓口	○連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の支援活動〉

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者等の捜索活動（行方不明者の捜索）	④ 水防活動
⑤ 道路または水路啓開	⑥ 消防活動
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	⑩ 物資の無償貸与または譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- ① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

- 1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱・水・電話料等
- 4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- 5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

2 自治体等への応援派遣要請

災害時には、その規模等に応じて広域的な応援体制を迅速に構築する。あらかじめ締結した応援協定等や総務省の応急対策職員派遣制度の活用等により、速やかに応援体制を整えるものとする。

(1) 県への応援要請

本部長（市長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請または斡旋の要請を行う。

〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは指定公共機関の長に対し、職員の派遣要請、またはその派遣について県知事に対し斡旋を求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関または指定公共機関（斡旋をもとめる場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・ 斡 旋 要 請	① 派遣の要請・斡旋を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第29条 斡旋：災害対策基本法 第30条 地方自治法第252条の17

（3）県内市町村との相互応援

県内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的な内容及び数量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ その他必要な事項
応援の種類	① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（4）受援体制の確立

総務班は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を確立する。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとす

る。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

3 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

本部長（市長）及び印西地区消防組合消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制

全国の消防機関は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき「応援等実施計画」を策定し、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。

3) 緊急消防援助隊

消防庁長官は、県知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

4) 隣接市等との消防相互応援

印西地区消防組合は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し、応援要請する。

(2) 消防機関の受入れ

印西地区消防組合は、応援派遣部隊の受入れ及び指揮、運用を行う。

〈消防機関の野営地等〉

集結場所・野営可能場所：牧の原公園、印旛中央公園、本塙スポーツプラザ

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び印西地区消防組合消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

4 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

水道班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については千葉県（企業局）が「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(2) 下水道

下水道班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急

措置の支援を要請する。

5 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、成田公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをするものとする。

第13節 生活関連施設等の応急対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 水道施設	水道班、千葉県（企業局）、長門川水道企業団
2 下水道施設	下水道班
3 電力施設	東京電力パワーグリッド株式会社
4 ガス施設	東京ガス株式会社、株式会社エナジー宇宙、京葉ガスリキッド株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会
5 通信施設	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エ・ティ・エイ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
6 郵便	日本郵便株式会社
7 道路・橋梁	土木班、千葉県（印旛土木事務所）
8 鉄道	東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社
9 バス	企画財政班、ちばレインボーバス株式会社、北総交通株式会社、なの花交通バス株式会社、有限会社大成交通、ちばグリーンバス株式会社
10 河川	土木班、千葉県（印旛土木事務所）、利根川下流河川事務所

【計画の方針と目標】

- ・浸水等によりライフライン機能が停止した場合は、浸水解消後に早期に回復するよう努める。

1 水道施設

(1) 生活用水の確保対策

1) 応急体制の確立

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については千葉県（企業局）が「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

2) 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

- ① 取水、導水、配水施設の復旧
 - ② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路
- 3) 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

(2) 千葉県企業局の対策

千葉県企業局は、関係市町村と密接に連携を図り「千葉県地域防災計画」に基づき災害に対処する。

2 下水道施設

下水道班は、「印西市下水道B C P」（令和3年3月）に基づき、優先実施業務を許容される時間内に復旧できるように応急活動を実施する。

(1) 応急活動体制の確立

下水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

下水道班は、被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

(3) 下水道の復旧対策

下水道班は、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、復旧対策を講じる。

また、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、災害時においても、原則として送電を継続する。

〈電気に関する広報事項〉

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと
- ② 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること
- ③ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと
- ⑤ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- ⑥ その他事故防止のための留意すべき事項

4 ガス施設

ガス事業者は、災害または重大事故の発生による広範囲にわたりガス工作物の被害の早期復旧及びガスによる二次災害の防止、軽減を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制

を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、印西警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として市民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項
- ④ 災害用伝言板及び音声お届けサービスの提供開始

6 郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保または早期回復を図るために、災害の態様及び規模に応じて、運送または集配の経路または方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便または臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。

7 道路・橋梁

災害が発生した場合、道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、迂回路の選定あるいは通行の禁止または制限等の措置などにより、利用者の安全策を講じるとともに、看板等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 国道・県道

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害時における対応計画、災害実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占用者、建設事業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、千葉県（印旛土木事務所）はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 市道

土木班は、市道の被害状況を把握し、災害対策上重要な路線の障害物の除去、迂回路の設定、応急措置を行う。

8 鉄道

(1) 運転規制

鉄道事業者は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 旅客の避難誘導

1) 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から一時滞在施設等への避難指示等があった場合または臨時避難場所が危険のおそれがある場合、一時滞在施設等へ避難するよう案内する。

2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として旅客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に要配慮者に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 帰宅困難者への情報提供

鉄道事業者は、帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともにあらかじめ定めた一時滞在施設に誘導し避難させる。

9 バス

バス運行事業者は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定避難場所へ誘導する。

企画財政班は、仮設住宅入居者の通勤、買い物等の利便性を図るため、「ふれあいバス」の運行を行う。

10 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第14節 教育対策・保育対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害時の対応	教育班、子ども福祉班
2 避難所開設への対応	教育班
3 応急教育	教育班
4 応急保育	子ども福祉班、教育班
5 文化財の保護	教育班

【計画の方針と目標】

- ・気象情報、河川水位情報等に対応して、早期の休校（園）措置をとり、児童・生徒及び園児の安全を確保する。
- ・小・中学校、幼稚園、保育園、学童クラブを運営中に突発的な風害や水害が発生した場合、児童・生徒及び園児等の安全を確保して、保護者等の引き取りがあるまでその場で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- ・浸水等の被害が発生した場合は、施設の復旧を図り、概ね15日程度を目途に授業・保育を再開させる。
- ・被災者の復旧作業を支援するため、児童、幼児等を一時的に預かる応急保育を実施する。

1 災害時の対応

小・中学校、幼稚園、保育園における災害時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒及び園児の安全を確保する。

(1) 児童・生徒及び園児の避難

学校長等は、災害が発生するおそれのある場合は、授業の中止、休校（園）等の措置をとる。就業時間内に災害が発生し、避難の必要がある場合は、児童・生徒及び園児の安全を確認し安全な場所に避難させる。

児童・生徒及び園児は、保護者等の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

保護者等に対しては、連絡メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する。

(2) 調査及び連絡

施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育班、または子ども福祉班に報告する。

(3) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒及び園児の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

避難所に指定されている場合、学校長は、避難所の開設等災害対策のため、職員の配備、役

割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保する。

また、教育班、自主防災組織等と連携して避難者の受け入れを行う。

3 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長等は、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に迅速に対応できるようするため、応急教育計画を作成する。

作成した応急教育計画は、教育班に報告し、速やかに保護者及び児童・生徒及び園児に周知徹底を図る。

〈応急教育の留意事項〉

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 応急教育の実施

災害発生後は、状況に応じて、臨時休校（園）の措置をとる。

応急教育に基づき学校へ収容可能な児童・生徒及び園児は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒及び園児については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時の措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(3) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒及び園児に対しては被災状況を調査し、教育班と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育班と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、学校を避難所等に提供したため、長期間校舎が使用不可能な場合は、教育班に連絡し他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

(4) 健康管理

災害の状況により、被災学校等の教職員及び児童・生徒及び園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、印旛保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(5) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の被災状況、健康管理、衛生等に十分留意する。

施設を炊出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な学用品を給与する。

4 応急保育

保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、学童クラブにおいては被災者の児童を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育班に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

〈文化財の被害拡大防止措置〉

- ① 建造物は、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
- ② 有形文化財は、収蔵・展示施設が被災した場合、市等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、保護する。
- ③ 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

教育班は、被害状況を調査し県に報告する。なお、応急復旧や調査等で人員が不足する場合には県に応援を要請する。

第15節 建物対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 住家の被害調査・り災証明書の発行	現地調査班、印西地区消防組合
2 被災建築物の応急修理	住宅班
3 建設型応急住宅の建設	住宅班、福祉班
4 賃貸型応急住宅の提供	住宅班
5 応急仮設住宅における自治会等の運営支援	市民相談班
6 市管理施設の応急対策	施設を管理する班

【計画の方針と目標】

- ・住家の被害調査は、浸水等が解消された時点から開始し、10日を目途としてり災証明の発行が行えるようにする。
- ・応急仮設住宅は、県と連携して市内の公共用地に1ヶ月以内の入居を目指して建設する。また、住宅相談を実施し、住宅の解体、公営住宅等の空き家の情報等を提供する。

1 住家の被害調査・り災証明書の発行

(1) 実施体制の確立

現地調査班は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

(2) 住家の被害調査

現地調査班は、住家の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、原則として、全住家を対象に被害調査を行う。

被害調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の区分として調査を行う。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

火災により焼失した家屋等は、印西地区消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

(3) り災証明の発行

現地調査班は、住家の被害調査の結果を家屋被災台帳にまとめ、り災証明書を発行する。なお、火災によるり災証明書の発行は、印西地区消防組合が行う。

(4) り災届出証明の発行

現地調査班は、住家以外の建物、設備、家財等の被害について、被災者からの届出に基づきり災届出証明を発行する。

2 被災建築物の応急修理

災害のため住家が半焼または半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、トイレ及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

住宅班は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受け付けを行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。

3 建設型応急住宅の建設

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を建設する。

(1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、市民相談窓口または避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。

なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
 - 上記に準ずる者

(2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(3) 建設

仮設住宅の建設は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき市が建設する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い市はこれを補助する。

応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。

(4) 入居

要配慮者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

4 賃貸型応急住宅の提供

住宅班は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を県の協力を得て収集し、公営住宅の一時使用及び民間賃貸住宅の借り上げにより、賃貸型応急住宅として被災者に提供する。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

5 応急仮設住宅における自治会等の運営支援

市は、応急仮設住宅の入居後、自治会等の設立や運営支援などを行う。

6 市管理施設の応急対策

各班は、管理する施設の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。

また、防災拠点となる施設、避難所等の公共施設を優先に復旧活動を行う。

第16節 ボランティアへの対応

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティアの受入れ体制	福祉班、印西市社会福祉協議会
2 ボランティアセンターの運営	福祉班、印西市社会福祉協議会

【計画の方針と目標】

- 福祉班の要請により、印西市社会福祉協議会は、印西市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集等の情報発信、受付、登録を行える体制をとる。
- 印西市災害ボランティアセンターは、印西市社会福祉協議会を運営母体とするが、活動資機材、活動拠点の提供、定期的な連絡調整を行い、福祉班と連携を図る。

1 ボランティアの受入れ体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉班は、ボランティア活動の調整機関として、印西市災害ボランティアセンターを総合福祉センターに設置するよう、印西市社会福祉協議会に要請する。

なお、総合福祉センターが災害により使用できない場合、もしくは二次災害のおそれが見込まれる場合は、市災害対策本部の指示に従い、他の施設の利用を検討する。

(2) 連携体制の確立

福祉班は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。また、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

福祉班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(4) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの受付、登録及び管理を行う。

2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

3) ボランティアの調整・派遣

市災害対策本部からの依頼あるいは被災者のニーズの受付、調査に基づき、ボランティアの調整・派遣を行う。

4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

また、県災害ボランティアセンターと調整のうえ、人員の派遣を受けることができる。

(5) 災害対策本部との調整

福祉班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、印西市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

- ① 災害ボランティアセンターの設置
- ② 市内被害状況に関する情報の提供
- ③ 災害対策実施状況に関する情報の提供
- ④ 報道機関等へボランティア活動に関する情報の提供
- ⑤ 災害ボランティアセンターに必要な資機材、活動資金等の提供
- ⑥ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ⑦ その他の協力要請

(6) 感染症対策について

災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

(7) ボランティア保険

ボランティア保険は、災害ボランティアセンターで登録を行い、原則としてボランティア各自の負担で加入する。

(8) 食事や宿泊場所の確保等

食事や宿泊場所は、原則としてボランティア自身で確保する。

(9) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、ボランティア自身が負担することを原則とする。

2 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、印西市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアニーズの受付、ボランティアの募集、コーディネート、資機材の調達等を行う。

また、災害時のボランティア活動には、職能を要する専門分野と職能を要しない一般分野に大別されることから、それぞれ次のように分類して対応するものとする。

〈ボランティアの主な活動分野〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水等の受入れ・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 要配慮者の介護
⑤ 要配慮者の専門的介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ その他被災地における軽作業 等

第17節 要配慮者への対応

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	福祉班、子ども福祉班、印西市社会福祉協議会
2 要配慮者への支援	福祉班、子ども福祉班、印西市社会福祉協議会
3 福祉避難所の指定及び設置	福祉班、子ども福祉班
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉班、子ども福祉班

【計画の方針と目標】

- 高齢者等避難、避難指示等を発令した場合は、避難支援等関係者の協力を得て避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難が長期化する場合は、避難所における要配慮者の支援体制を確立し、専用スペースへの収容、福祉避難所の設置、必要な介護、市外の施設等への入所等を実施する。

1 要配慮者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の安否確認

福祉班は、避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画等に基づき、在宅の避難行動要支援者の安否確認や健康状態、被災の状況を把握する。

子ども福祉班は、被災による孤児、遺児等の要保護児童についても、民生委員・児童委員等と連携して速やかな実態把握に努める。

また、平常時から、支援を必要とする避難行動要支援者については、避難支援等関係者を通じて安否確認や支援の準備を行う。

(2) 避難所への収容

避難所に要配慮者専用スペースを確保し、収容する。

2 要配慮者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、印西市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

1) 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切り等の設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

2) 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

3) 介護支援

必要なケアサービスを確認し、要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティアによる介護等を行う。

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受入れを要請する。

(3) 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティア等によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣など、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

3 福祉避難所の指定及び設置

福祉班は、要配慮者等が避難所内的一般避難スペースでの生活が困難となった場合には、福祉避難所を開設し、収容する。

なお、福祉避難所を早期に開設するため、事前に福祉避難所として指定した社会福祉施設の管理者等と連携して施設の被害状況や要配慮者の受入可能状況を把握し、要配慮者の移送や収容に備えるなどの措置をとる。

4 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉班が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第18節 帰宅困難者への対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 帰宅困難者の安全確保	施設を管理する班
2 市の支援	企画財政班、物資班

【計画の方針と目標】

- 千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針（平成29年3月）に基づき帰宅困難者対策を実施する。
- 災害発生直後から、北総鉄道、JR、京成電鉄の駅と連携して、災害対策本部で把握した被害状況、他交通機関の運行状況など、帰宅に必要な情報を提供する。
- 市内の大学、高等学校、大規模集客施設に対しても、帰宅に必要な情報を提供する。

1 帰宅困難者の安全確保

事業所従業員、学校の生徒、集客施設の利用者等が公共交通機関の不通によって、自力で帰宅することが困難となった場合、その対応は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

また、駅における滞留者は、鉄道事業者が対応する。

各施設の管理者等は、従業員や生徒等の一斉帰宅行動を抑制するため、一時的に事業所や学校等に収容し、そのための食料や飲料水等の備蓄や安否確認方法等の体制整備に努める。

また、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

2 市の支援

帰宅困難者対策として、平常時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

企画財政班は、鉄道事業者等と連携して、駅において被災状況や道路、交通機関の状況等の帰宅支援情報を提供する。

物資班は、大規模集客施設に対して、被災状況や道路、交通機関の状況等の帰宅支援情報を提供する。

また、一時滞在施設などの協定が締結されている施設には、安否情報や交通情報、復旧情報等の情報提供を積極的に行い、水・食料等を含む物資等が一時滞在施設で不足した場合には物資等の調達支援を行う。

第19節 竜巻災害対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 竜巻情報の収集・伝達	本部班
2 竜巻被害への対応	各班

【計画の方針と目標】

- ・銚子地方気象台より竜巻注意情報等が発表された場合は、市民に堅牢な建物への退避等の注意喚起を広報する。特に、保育園・幼稚園・小中学校等に室内待機等の措置を伝達する。
- ・竜巻により被害が発生した場合は、被害状況を調査し、避難所への収容、障害物の除去等の措置をとる。

1 竜巻情報の収集・伝達

(1) 竜巻情報の収集

本部班は、雷注意報、竜巻注意情報が発表された場合は、竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。竜巻に関する情報は、次のとおりである。

〈竜巻に関する情報〉

情報の種類	説明
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかける。竜巻等の激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域を対象に発表する。目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まつたと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から1時間となる。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新される。 ① 発生確度2 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 ② 発生確度1 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の的中率は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

(2) 竜巻情報の伝達

本部班は、竜巻に関する情報を把握したときは、市防災行政無線、防災メール等で竜巻への注意喚起や堅牢な建物への一時退避等を周知する。

また、保育園、幼稚園、小中学校に情報を伝達し、校舎内での待機等を指示する。

2 竜巻被害への対応

(1) 被害調査

各班は、竜巻の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

(2) 避難所の開設

教育班は、住家の被害により居住する場所を失った被災者のために、避難所を開設し収容する。

(3) 物資の調達

物資班は、被災した住家の応急措置のためのブルーシート、避難者への食料、毛布等の物資を協定先等から確保し提供する。

(4) 障害物の除去

住宅班及び土木班は、印西市建設業災害対策協力会、ボランティア等の協力を得て、道路、住宅地等の障害物の除去を実施する。

なお、その他の対策については、本章各節を準用する。

第20節 雪害対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 大雪情報の収集・伝達	本部班
2 道路の雪害対策	土木班、印旛土木事務所
3 帰宅困難者への対応	本部班、企画財政班

【計画の方針と目標】

- 大雪のおそれのある場合は、市民に注意を喚起する。特に、保育園・幼稚園・小中学校等には早期帰宅等の措置をとる。
- 積雪により通行に障害のある場合は、凍結防止や除雪等の措置をとる。

1 大雪情報の収集・伝達

本部班は、気象台から大雪注意報、大雪警報等の情報を収集し、生活や交通への影響が予想される場合は、市防災行政無線、防災メール等で注意を喚起する。

保育園・幼稚園・小中学校は、早期帰宅等の措置をとる。

2 道路の雪害対策

土木班は、道路への積雪により通行障害が予想される場合や発生した場合は、印西市建設業災害対策協力会に対し、所管する道路への防滑砂や路面凍結防止剤等の散布、除雪等を要請する。

3 帰宅困難者への対応

本部班及び企画財政班は、積雪により列車の運行が長時間停止し、帰宅困難者が発生した場合は、鉄道事業者と調整して一時滞在施設の開設等の支援を行う。

第21節 降灰対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 火山情報の収集・伝達	本部班
2 降灰対策	本部班、物資班、土木班、環境衛生班、医療班、水道班、印西警察署

【計画の方針と目標】

- 火山の噴火により降灰のおそれのある場合は、降灰予報を収集し、市民に注意を喚起する。
- 降灰が確認された場合は、被害状況を把握するとともに、交通や農作物等への影響が考慮される場合は、関係機関・団体と協力して必要な措置をとる。

1 火山情報の収集・伝達

(1) 火山情報の収集

本部班は、富士山、浅間山といった市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山に関する情報を収集する。

特に、市域に影響を及ぼすおそれのある降灰予報、風向き等の情報を収集する。

〈火山に関する情報〉

情報の種類	内容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	① 降灰予報（定時） 噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表される。 ② 降灰予報（速報） 噴火発生後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火後5~10分程度で速やかに発表される。

	<p>③ 降灰予報（詳細）</p> <p>噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20分～30分程度で発表される。</p> <p>※ 降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。</p>
--	---

(2) 火山情報の伝達

本部班は、市域の影響のある降灰予報を把握したときは、市防災行政無線、防災メール等で降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

2 降灰対策

(1) 降灰状況の調査

本部班は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。

また、土木班は、道路等の被害、物資班は農作物等への影響を把握する。

(2) 交通対策

土木班及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

また、道路上の火山灰を除去する。

停電が発生し、信号機が滅灯した場合は、警察等が交通整理を行う。

(3) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者または管理者が行うものとする。

環境衛生班は、宅地など各家庭から排出された灰の回収を行い、処分する。

(4) 健康被害等への対応

医療班は、降灰の被害状況に対応して、健康相談等を実施する。

(5) 農作物等への対応

物資班は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

(6) 断水等への対応

水道班、千葉県企業局及び長門川水道企業団は、降灰があった場合に応急活動体制を確立し、施設の処理能力の維持等に努める。

浄水場の障害等により給水が停止となった場合は、連携して給水活動を実施する。

(7) 停電への対応

本部班は、東京電力パワーグリッド株式会社から電力供給に関する情報を収集する。停電が発生した場合は、住民への広報を実施する。

(8) 公共交通

本部班は、鉄道、バス等の事業者から運行情報を収集する。運休等が発生した場合は、住民への広報を実施する。

第22節 災害救助法の適用

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害救助法の適用基準	本部班
2 災害救助法の適用手続き	本部班
3 災害救助法による救助の実施者	各班

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用基準・条件

1) 災害が発生した場合の適用基準・条件

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。印西市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上 第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上 50以上 第1条第1項第2号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上 多数 第1条第1項第3号 前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである など災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと	多数 第1条第1項第3号 後段
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること	県知事が内閣総理大臣と協議 厚生労働省令第1条
	多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれがある場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき	第1条第1項第4号
生命・身体への危害が生じた場合	災害が発生または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること	内閣府令第2条第1項（上記※の基準）
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること	内閣府令第2条第2項（上記※の基準）

2) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階にお

いて、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができます。）を単位に行うものである。

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

- | | | | | |
|----------------------------------|-----|-------|------|-----|
| ・全壊（全焼・流失）住家 | 1世帯 | ・・・・・ | 滅失住家 | 1世帯 |
| ・半壊（半焼）住家 | 2世帯 | ・・・・・ | 滅失住家 | 1世帯 |
| ・床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 | 3世帯 | ・・・・・ | 滅失住家 | 1世帯 |

注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準・条件のいずれかに該当するまたは該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告（千葉県災害対策本部事務局）する。
- (2) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

3 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

市長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

救 助 の 種 類	市長 委任※	実施期間
①災害が発生した場合の救助		
避難所の設置	○	7日以内
応急仮設住宅	○	20日以内に着工
炊出しその他による食品の給与	○	7日以内
飲料水の供給	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	○	10日以内
医療		14日以内
助産		分娩の日から7日以内
被災者の救出	○	3日以内

第 22 節 災害救助法の適用

住宅の応急修理	<input type="radio"/>	3ヶ月以内
学用品の給与	<input type="radio"/>	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	<input type="radio"/>	10日以内
遺体の搜索	<input type="radio"/>	10日以内
遺体の処理		10日以内
障害物の除去	<input type="radio"/>	10日以内
②災害が発生する恐れがある場合の救助		
避難所の設置	<input type="radio"/>	災害が発生しなかつたと 判明し、現に救助の必要 がなくなった日まで

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県が市長に委任を行う事項

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定対策計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 被災者台帳の作成・利用	本部班、情報班、現地調査班、市民相談班、福祉班
2 税等の減免等	現地調査班
3 災害弔慰金等の支給	福祉班
4 生活福祉資金等の貸付け	福祉班
5 郵便物の特別取扱い等	日本郵便株式会社
6 雇用の確保	物資班、成田公共職業安定所
7 公共料金の特例措置	各公共機関
8 災害公営住宅の建設	本部班
9 災害応急資金の融資	物資班、住宅班
10 義援金の保管及び配分	福祉班
11 被災者生活再建支援金の支給	福祉班
12 健康保険や介護保険における対応	福祉班
13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、子ども福祉班

1 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

本部班、情報班、現地調査班、市民相談班及び福祉班は、被災者への支援を漏れなく行うために、り災台帳や住民基本台帳等を統合し、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(2) 被災者台帳の利用

被災者台帳は、次のいずれかに該当すると認めるときに各班が利用する。

1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき

市民相談班は、台帳情報の提供について本人から申請があった場合は、不当な目的の場合を除いて情報提供を行う。

2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

各班は、担当する被災者援護対策に漏れや重複等がないか台帳情報で確認し、必要な措置を講じる。

3) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

市民相談班は、他市町村へ避難した市民の台帳情報を当該市町村に提供する。

2 税等の減免等

現地調査班は、印西市税条例、千葉県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

具体的には、国税の特別措置、地方税の特別措置等が対象となる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出または納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滯納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滯納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

3 災害弔慰金等の支給

福祉班は、災害弔慰金等の支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷したまたは疾病にかかり、治癒後に精神または身体に著しい障がいがある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 市災害見舞金の支給

「印西市災害見舞金支給要綱」（平成2年告示第20号）に基づき、地震、暴風、豪雨、その他の異常な自然災害または火災により被害を受けた者に対し市災害見舞金を支給する。

4 生活福祉資金等の貸付け

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金（生活の安定・住宅の補修等）を印西市社会福祉協議会が窓口となり貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

また、母子家庭や寡婦を対象としては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据え置きの延長、償還金の支払い猶予等の特別措置を講ずる。

5 郵便物の特別取扱い等

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈郵便事業における措置〉

- 1) 郵便関係
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るために、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地にて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。
- 2) 災害時における窓口業務の維持
- 3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 雇用の確保

成田公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

〈職業安定所の職業の斡旋〉

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練受講指示または職業転換給付金制度等の活用
- ④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

7 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

8 災害公営住宅の建設

大規模災害により住宅を失った被災者のうち低額所得者は、災害により特に住宅に困窮する状況におかれることが想定される。このため、本部班は、「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に基づく「災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等」に係る制度をより積極的に利用することにより、災害公営住宅の迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国、県等に協力を要請する。

また、独立行政法人都市再生機構等の公的団体に対しても被災者に対する優先的な住宅の供

給を要請する。

9 災害応急資金の融資

物資班及び住宅班は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

(1) 災害復興住宅融資

(独立行政法人) 住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資に関する情報を周知する。

(2) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、「天災融資制度」、「株式会社日本政策金融公庫による貸付制度」、「災害復旧貸付」、「高度化事業」及び「セーフティネット資金」等、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、印西市商工会等との連携を図り広報等を行う。

(3) 農林漁業者への融資

農林水産業に対する災害の応急復旧に係る各種農業金融制度について周知する。

(4) 宅地防災工事資金の融資

災害によって宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律または建築基準法に基づき、崩壊または危険な状況にあると宅地が判断され、改善勧告または改善命令を受けた被災者を対象に宅地防災工事資金融資に関する情報を周知する。

10 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入れと保管

市に送付された義援金は、福祉班で受け付け、記録されたものを会計課が一括して指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

11 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱(以下「県要綱」という)及び印西市被災者生活再建支援事業実施要綱に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

市は、法の適用により県から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、及び県要綱による適用が決定された場合は、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

(1) 法による支援金の対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合。

1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

- 3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- 4) 上記1) または2) に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- 5) 上記3) または4) に規定する都道府県に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- 6) 上記3) または4) に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満にあっては2世帯以上）における自然災害
- (2) 県要綱による支援金の対象となる自然災害及び市町村
自然災害により被害を受け、法の適用にならない次のいずれかに該当する市町村。
- 1) 被害が発生した連たんする複数の市町村の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第1に定める数以上ある場合
 - 2) 本県の区域内で住宅が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、被害が発生した連たんする複数の市町村の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第3に定める数以上ある場合
 - 3) 被害が発生した連たんする複数の市町村において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上ある場合
 - 4) 全県で合計10世帯以上の全壊被害が発生した場合
 - 5) 1市町村で5世帯以上の全壊被害が発生した場合
- ※1)、2) の滅失した世帯数の算定は、住家が半壊または半焼等の世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態の世帯は3世帯をもって、それぞれ1の世帯とみなす
- ※(2)のいずれにも該当しない場合で、知事が特に必要と認めたとき
- (3) 対象となる被災世帯
対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。
- 1) 住宅が全壊した場合
 - 2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
 - 4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - 5) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）
- (4) 被災者生活再建支援金の支給額
支給額は「住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）」と、「住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）」の合計額となる。

〈対象世帯別支給限度額（1世帯あたり2人以上）〉

	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②	合計③
全壊世帯・ 半壊等解体 世帯	100万円	住宅を建設・購入する世帯	200万円
		住宅を補修する世帯	100万円
		住宅を賃借する世帯	50万円
大規模半壊 世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯	200万円
		住宅を補修する世帯	100万円
		住宅を賃借する世帯	50万円
中規模半壊 世帯	—	住宅を建設・購入する世帯	100万円
		住宅を補修する世帯	50万円

		住宅を賃借する世帯	25万円	25万円
--	--	-----------	------	------

同一の自然災害により2以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①+②のうち最大額のもの=③とする。

〈対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）〉

	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②	合計③
全壊世帯・半壊等解体世帯	75万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	225万円
		住宅を補修する世帯 75万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	37.5万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	187.5万円
		住宅を補修する世帯 75万円	112.5万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	75万円
中規模半壊世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 75万円	75万円
		住宅を補修する世帯 37.5万円	37.5万円
		住宅を賃借する世帯 18.75万円	18.75万円

1 2 健康保険や介護保険における対応

福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

また、国民健康保険税、介護保険料等の減免措置・猶予等を行う。

1 3 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援

子ども福祉班及び教育班は、災害によって被害を受けた家庭が就学や保育等に係る費用の全部または一部を負担することができないと認めることができるときは、児童扶養手当等の特別措置、小・中学校等の就学援助措置、保育料の減免措置、高等学校授業料減免措置、大学等授業料等減免措置、特別支援教育就学奨励金の支給、緊急採用奨学金の支給等を実施する。

第2節 生活関連施設の復旧

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害復旧事業	各班
2 国の財政援助等	各班

1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部または一部を負担したまは補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部または一部を負担し、または補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担または補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、港湾、海岸、下水道、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種

第2節 生活関連施設の復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害復興計画の策定	企画財政班
2 災害復興の目標と計画項目	各班

1 災害復興計画の策定

災害により被害を受けた地区の計画的な復興を目指し、再び災害による被害を最小限にとどめるためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、住民により培われた地域文化や歴史を十分にふまえ、そこに住む人々の合意形成を図りつつコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、災害復興計画を策定する。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律や被災市街地復興特別措置法等が適用された場合には、それらの制度を活用して災害復興を推進する。

2 災害復興の目標と計画項目

災害復興に当たっては、災害復興本部及び復興委員会を設置し、市・市民・事業所等で協力して行う。

目標となる項目は次のとおりである。

- (1) くらしの復興
- (2) 都市の復興
- (3) 住宅の復興
- (4) 産業の復興
- (5) 心の復興

さらにこれらの目標を達成するには、事前に次のような考え方、あるいは合意形成などを準備しておく必要があるため、今後これらの検討を推進し、迅速な復興ができるよう体制を整える。

- (1) くらしの復興
 - ① 地域コミュニティの再生
 - ② 被災した児童・生徒及び園児への支援体制の確立
 - ③ 就労支援及び雇用創出の推進
 - ④ 子育て支援サービス提供体制の確立
 - ⑤ 地域の活性化支援の推進
 - ⑥ 地域医療体制再生への支援

(2) 都市の復興

- ① 現状復旧ではなく将来をふまえた安全で魅力があるまちづくり
- ② 公共土木施設の防災機能を強化したまちづくり
- ③ 交通ネットワークの機能の再生、強化
- ④ 上下水道施設等ライフラインの機能再生と将来の災害を見据えた強化
- ⑤ がれきの処理
- ⑥ 被災地整理

(3) 住宅の復興

- ① 共同住宅が被災した場合の建替え等に関する合意形成への支援
- ② 住宅再建支援体制の確立

(4) 産業の復興

- ① 農林水産業の持続可能な体制確立への支援
- ② 商工業の再生及び成長支援
- ③ まちにぎわいを取り戻すP R活動の推進

(5) 心の復興

- ① 助け合いができるまちづくり
- ② 将来に希望が持てる支援策の充実
- ③ 被災した経験による心の痛みを分かち合えるコミュニティの構築
- ④ ふるさとの再生を実感できるまちづくり